

資料編

日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用量の推計及び必要利用定員総数

地域密着型サービスについては、介護保険法第117条により、日常生活圏域ごとの各サービスの利用量の見込みと、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数を定めることとなっています。

第6期プラン計画期間においては、各日常生活圏域における要介護認定者数をもとに、各サービスの必要利用量等を次のとおり推計しました。

(1) 地域密着型サービスの利用量の推計

■ 平成27年度

日常生活圏域名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	看護小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	
	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	
北区	北①	119	141	913	210	297	50	102	15	3	8	22
	北②	96	113	733	168	238	41	82	12	3	8	22
	北③	200	237	1,536	353	499	85	171	25	5	16	42
	北④	123	146	946	217	308	52	106	15	2	8	21
	北⑤	148	175	1,133	260	368	63	126	18	3	9	24
	北⑥	146	172	1,117	257	363	62	125	18	3	10	25
上京区	上京①	158	186	1,209	278	393	67	135	20	4	12	31
	上京②	161	191	1,236	284	402	68	138	20	4	13	35
	上京③	178	211	1,367	314	444	76	153	22	5	15	40
	上京④	150	177	1,147	263	373	63	128	19	4	13	33
左京区	左京①	30	35	229	53	74	13	26	4	0	1	3
	左京②	88	104	675	155	219	37	75	11	2	7	19
	左京③	180	213	1,382	318	449	76	154	22	4	13	35
	左京④	6	7	48	11	16	3	5	1	0	0	1
	左京⑤	50	59	383	88	124	21	43	6	1	2	5
	左京⑥	147	174	1,130	260	367	62	126	18	3	11	30
	左京⑦	134	159	1,030	237	335	57	115	17	3	11	28
	左京⑧	143	169	1,095	252	356	61	122	18	4	12	31
	左京⑨	161	191	1,237	284	402	68	138	20	4	12	31
	左京⑩	133	157	1,018	234	331	56	114	16	3	9	24
中京区	中京①	159	188	1,222	281	397	68	136	20	4	14	37
	中京②	179	212	1,373	315	446	76	153	22	4	12	33
	中京③	78	93	601	138	195	33	67	10	1	5	12
	中京④	102	121	782	180	254	43	87	13	2	6	16
	中京⑤	77	91	590	135	192	33	66	10	2	6	17
	中京⑥	102	120	780	179	254	43	87	13	3	9	25
東山区	東山①	133	157	1,021	235	332	56	114	16	3	10	26
	東山②	109	129	834	192	271	46	93	13	4	11	30
山科区	山科①	88	104	676	155	220	37	75	11	2	7	20
	山科②	161	190	1,233	283	401	68	138	20	5	16	44
	山科③	117	138	896	206	291	50	100	14	3	11	30
	山科④	185	219	1,420	326	462	78	158	23	6	20	52
	山科⑤	134	159	1,030	237	335	57	115	17	4	12	31
下京区	山科⑤	150	177	1,147	263	373	63	128	19	4	14	37
	下京①	106	126	816	187	265	45	91	13	2	8	21
	下京②	89	105	679	156	221	38	76	11	2	6	16
	下京③	74	87	565	130	184	31	63	9	2	6	16
	下京④	110	130	844	194	275	47	94	14	2	7	19
南区	下京⑤	141	166	1,080	248	351	60	120	17	3	11	29
	南①	149	176	1,140	262	371	63	127	18	4	12	31
	南②	126	149	967	222	314	53	108	16	2	8	21
	南③	160	189	1,223	281	398	68	136	20	4	12	32
	南④	96	114	740	170	240	41	83	12	3	8	22
右京区	南⑤	107	127	824	189	268	46	92	13	2	7	20
	右京①	152	180	1,168	268	380	65	130	19	4	14	36
	右京②	76	90	581	133	189	32	65	9	2	6	16
	右京③	102	120	781	179	254	43	87	13	3	8	22
	右京④	128	151	979	225	318	54	109	16	5	15	39
	右京⑤	107	126	820	188	267	45	91	13	3	10	27
	右京⑥	90	107	693	159	225	38	77	11	2	6	15
	右京⑦	120	142	923	212	300	51	103	15	3	11	28
	右京⑧	105	124	804	185	262	44	90	13	3	9	23
	右京⑨	108	127	825	189	268	46	92	13	3	9	23
	右京⑩	62	73	476	109	155	26	53	8	2	6	15
西京区	右京⑪	134	158	1,027	236	334	57	115	17	3	11	30
	西京①	156	184	1,196	275	389	66	133	19	4	14	38
	西京②	158	187	1,211	278	394	67	135	20	5	16	42
	西京③	82	97	632	145	206	35	71	10	2	7	19
洛西支所	西京④	77	91	592	136	193	33	66	10	2	7	19
	洛西①	156	184	1,192	274	388	66	133	19	4	12	30
伏見区	洛西②	150	177	1,149	264	374	64	128	19	3	11	30
	伏見①	102	121	785	180	255	43	88	13	3	10	27
	伏見②	83	98	635	146	206	35	71	10	3	9	23
	伏見③	114	135	875	201	285	48	98	14	2	8	21
	伏見④	77	91	592	136	193	33	66	10	2	5	14
	伏見⑤	116	137	888	204	289	49	99	14	3	11	28
	伏見⑥	103	122	791	182	257	44	88	13	2	7	19
	伏見⑦	121	144	931	214	303	51	104	15	3	9	24
深草支所	伏見⑧	162	191	1,239	285	403	68	138	20	5	15	39
	深草①	125	148	961	221	312	53	107	16	5	15	39
	深草②	152	179	1,164	267	378	64	130	19	4	14	38
醍醐支所	深草③	116	137	886	203	288	49	99	14	4	12	31
	醍醐①	95	112	727	167	236	40	81	12	2	8	20
	醍醐②	78	92	600	138	195	33	67	10	2	6	15
	醍醐③	104	123	798	183	259	44	89	13	2	6	17
合計	醍醐④	121	143	930	214	302	51	104	15	3	9	24
	合計	9,120	10,776	69,895	16,056	22,728	3,864	7,800	1,128	230	745	1,968

■ 平成28年度

日常生活圏名		定期巡回・随 時対応型訪 問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅 介護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護	介護予防認 知症対応型 通所介護	介護予防小 規模多機能 型居宅介護	介護予防認 知症対応型 共同生活 介護
		(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)
北区	北①	170	158	925	244	315	57	114	21	8,943	3	11	21
	北②	137	127	743	196	253	46	92	16	7,182	3	11	21
	北③	286	267	1,557	411	529	96	192	35	15,049	7	21	41
	北④	176	164	960	253	326	59	118	21	9,273	3	10	20
	北⑤	211	197	1,148	303	390	71	142	25	11,097	4	12	23
	北⑥	208	194	1,133	299	385	70	140	25	10,945	4	13	24
上京区	上京①	225	210	1,226	323	417	76	151	27	11,844	5	15	29
	上京②	230	215	1,253	331	426	77	155	28	12,110	6	18	34
	上京③	255	237	1,386	366	471	85	171	31	13,390	7	20	39
	上京④	214	199	1,163	307	395	72	144	26	11,236	5	17	32
左京区	左京①	43	40	232	61	79	14	29	5	2,242	1	2	3
	左京②	126	117	684	181	233	42	84	15	6,612	3	9	18
	左京③	258	240	1,401	370	476	86	173	31	13,542	6	18	34
	左京④	9	8	49	13	16	3	6	1	469	0	0	1
	左京⑤	71	66	388	102	132	24	48	9	3,750	1	3	5
	左京⑥	211	196	1,146	302	389	71	141	25	11,071	5	15	28
	左京⑦	192	179	1,045	276	355	64	129	23	10,096	5	14	27
	左京⑧	204	190	1,110	293	377	68	137	25	10,729	5	16	30
	左京⑨	231	215	1,254	331	426	77	155	28	12,123	5	15	29
	左京⑩	190	177	1,032	272	351	64	127	23	9,969	4	12	23
中京区	中京①	228	212	1,239	327	421	76	153	27	11,971	6	18	35
	中京②	256	238	1,392	367	473	86	172	31	13,453	5	16	31
	中京③	112	104	610	161	207	38	75	14	5,890	2	6	12
	中京④	146	136	793	209	270	49	98	18	7,664	3	8	16
	中京⑤	110	102	598	158	203	37	74	13	5,776	3	8	16
	中京⑥	145	135	790	209	269	49	98	18	7,639	4	12	24
東山区	東山①	190	177	1,036	273	352	64	128	23	10,007	4	13	25
	東山②	155	145	845	223	287	52	104	19	8,171	5	15	29
	東山③	126	117	686	181	233	42	85	15	6,625	3	10	19
山科区	山科①	230	214	1,251	330	425	77	154	28	12,085	7	22	42
	山科②	167	156	908	240	309	56	112	20	8,779	5	15	29
	山科③	265	246	1,439	380	489	89	178	32	13,909	8	26	50
	山科④	192	179	1,045	276	355	64	129	23	10,096	5	15	29
	山科⑤	214	199	1,163	307	395	72	144	26	11,236	6	18	35
下京区	下京①	152	142	827	218	281	51	102	18	7,993	3	10	20
	下京②	127	118	688	182	234	42	85	15	6,650	3	8	16
	下京③	105	98	573	151	195	35	71	13	5,536	3	8	15
	下京④	157	147	856	226	291	53	106	19	8,272	3	10	19
	下京⑤	201	187	1,095	289	372	67	135	24	10,577	5	15	28
南区	南①	213	198	1,156	305	393	71	143	26	11,173	5	16	30
	南②	180	168	980	259	333	60	121	22	9,475	3	10	20
	南③	228	212	1,240	327	421	76	153	28	11,983	5	16	31
	南④	138	128	750	198	255	46	93	17	7,246	4	11	21
	南⑤	154	143	835	220	284	51	103	19	8,069	3	10	19
右京区	右京①	218	203	1,184	312	402	73	146	26	11,439	6	18	35
	右京②	108	101	589	155	200	36	73	13	5,688	3	8	15
	右京③	146	136	792	209	269	49	98	18	7,651	3	11	21
	右京④	182	170	992	262	337	61	123	22	9,589	6	19	37
	右京⑤	153	142	831	219	282	51	103	18	8,031	4	13	26
	右京⑥	129	120	703	185	239	43	87	16	6,790	2	8	15
	右京⑦	172	160	936	247	318	58	116	21	9,045	4	14	27
	右京⑧	150	140	815	215	277	50	101	18	7,879	4	11	22
	右京⑨	154	143	836	221	284	52	103	19	8,082	4	12	22
	右京⑩	89	83	482	127	164	30	60	11	4,662	2	8	14
	右京⑪	191	178	1,041	275	354	64	128	23	10,058	5	15	29
西京区	西京①	223	208	1,213	320	412	75	150	27	11,717	6	19	36
	西京②	226	210	1,228	324	417	76	152	27	11,869	7	21	40
	西京③	118	110	641	169	218	40	79	14	6,194	3	9	18
	西京④	110	103	600	158	204	37	74	13	5,802	3	9	18
洛西支所	洛西①	222	207	1,209	319	411	74	149	27	11,679	5	15	29
	洛西②	214	200	1,165	307	396	72	144	26	11,261	5	15	28
伏見区	伏見①	146	136	796	210	270	49	98	18	7,689	4	14	26
	伏見②	118	110	644	170	219	40	79	14	6,220	4	11	22
	伏見③	163	152	887	234	302	55	110	20	8,576	3	11	20
	伏見④	110	103	600	158	204	37	74	13	5,802	2	7	13
	伏見⑤	166	154	901	238	306	56	111	20	8,703	5	14	27
	伏見⑥	148	137	802	212	273	49	99	18	7,753	3	10	19
	伏見⑦	174	162	944	249	321	58	117	21	9,121	4	12	23
	伏見⑧	231	215	1,256	331	427	77	155	28	12,135	6	19	37
深草支所	深草①	179	167	974	257	331	60	120	22	9,412	6	20	38
	深草②	217	202	1,180	311	401	73	146	26	11,401	6	19	36
	深草③	165	154	898	237	305	55	111	20	8,677	5	15	30
醍醐支所	醍醐①	135	126	737	194	250	45	91	16	7,119	3	10	19
	醍醐②	112	104	608	160	207	37	75	13	5,878	2	8	15
	醍醐③	149	138	809	213	275	50	100	18	7,816	3	8	16
	醍醐④	173	161	942	249	320	58	116	21	9,108	4	12	23
合計		13,032	12,132	70,862	18,696	24,084	4,368	8,748	1,572	684,793	318	980	1,884

■ 平成29年度

日常生活圏域名		定期巡回・随 時対応型訪 問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応 型通所介護	小規模多機 能型居宅 介護	認知症対応 型共同生活 介護	地域密着型 特定施設入 居者生活 介護	地域密着型 介護老人福 祉施設入所 者生活介護	看護小規模 多機能型居 宅介護	地域密着型 通所介護	介護予防認 知症対応型 通所介護	介護予防小 規模多機能 型居宅介護	介護予防認 知症対応型 共同生活 介護
		(人/年)	(人/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(人/年)	(回/年)	(回/年)	(人/年)	(人/年)
北区	北①	221	178	931	279	333	63	128	26	9,860	5	13	20
	北②	178	143	748	224	268	50	103	21	7,919	5	13	20
	北③	372	299	1,566	469	561	105	215	45	16,591	10	26	40
	北④	229	184	965	289	345	65	133	27	10,223	5	13	19
	北⑤	275	221	1,155	346	413	78	159	33	12,234	5	15	23
	北⑥	271	217	1,139	341	408	77	157	32	12,066	6	16	24
上京区	上京①	293	235	1,233	369	441	83	170	35	13,058	7	19	29
	上京②	300	241	1,260	377	451	85	173	36	13,351	8	22	33
	上京③	331	266	1,394	417	499	94	192	40	14,762	9	25	38
	上京④	278	223	1,169	350	419	79	161	33	12,388	8	21	31
左京区	左京①	55	45	233	70	84	16	32	7	2,472	1	2	3
	左京②	164	131	688	206	246	46	95	20	7,290	4	12	17
	左京③	335	269	1,409	422	504	95	194	40	14,929	8	22	33
	左京④	12	9	49	15	17	3	7	1	517	0	0	1
	左京⑤	93	75	390	117	140	26	54	11	4,134	1	3	5
	左京⑥	274	220	1,152	345	412	77	159	33	12,206	7	18	28
	左京⑦	250	201	1,051	315	376	71	145	30	11,131	6	17	26
	左京⑧	265	213	1,117	334	400	75	154	32	11,829	7	20	29
	左京⑨	300	241	1,262	378	452	85	174	36	13,365	7	19	29
	左京⑩	247	198	1,038	311	371	70	143	30	10,991	5	15	23
中京区	中京①	296	238	1,246	373	446	84	171	35	13,198	8	23	34
	中京②	333	267	1,400	419	501	94	193	40	14,832	7	20	31
	中京③	146	117	613	184	219	41	84	17	6,494	3	7	11
	中京④	190	152	798	239	286	54	110	23	8,449	4	10	15
	中京⑤	143	115	601	180	215	40	83	17	6,368	4	10	16
	中京⑥	189	152	795	238	285	53	109	23	8,421	6	15	23
東山区	東山①	248	199	1,042	312	373	70	143	30	11,033	6	16	24
	東山②	202	162	850	255	304	57	117	24	9,008	7	19	28
	東山③	164	132	690	206	247	46	95	20	7,304	4	12	18
山科区	山科①	299	240	1,258	377	450	84	173	36	13,323	10	27	41
	山科②	217	174	914	274	327	61	126	26	9,678	7	19	28
	山科③	344	276	1,448	433	518	97	199	41	15,334	12	32	49
	山科④	250	201	1,051	315	376	71	145	30	11,131	7	19	29
	山科⑤	278	223	1,169	350	419	79	161	33	12,388	8	23	35
下京区	下京①	198	159	832	249	298	56	114	24	8,812	5	13	19
	下京②	165	132	692	207	248	46	95	20	7,332	4	10	15
	下京③	137	110	576	172	206	39	79	16	6,103	4	10	15
	下京④	205	164	861	258	308	58	118	24	9,120	4	12	18
	下京⑤	262	210	1,101	330	394	74	151	31	11,661	7	18	27
南区	南①	276	222	1,163	348	416	78	160	33	12,318	7	20	29
	南②	234	188	986	295	353	66	136	28	10,446	5	13	20
	南③	297	238	1,247	373	446	84	172	35	13,212	7	20	30
	南④	179	144	754	226	270	51	104	21	7,988	5	14	20
	南⑤	200	160	840	251	301	56	116	24	8,896	4	12	18
右京区	右京①	283	227	1,191	356	426	80	164	34	12,611	8	22	34
	右京②	141	113	592	177	212	40	81	17	6,271	4	10	15
	右京③	189	152	796	238	285	53	110	23	8,435	5	13	20
	右京④	237	191	998	299	357	67	137	28	10,572	9	24	36
	右京⑤	199	160	836	250	299	56	115	24	8,854	6	17	25
	右京⑥	168	135	707	212	253	47	97	20	7,486	3	10	14
	右京⑦	224	180	941	282	337	63	129	27	9,972	6	17	26
	右京⑧	195	157	820	245	294	55	113	23	8,687	5	14	21
	右京⑨	200	161	841	252	301	57	116	24	8,910	5	15	22
	右京⑩	115	93	485	145	174	33	67	14	5,139	3	9	14
	右京⑪	249	200	1,047	313	375	70	144	30	11,089	7	19	28
西京区	西京①	290	233	1,220	365	437	82	168	35	12,918	9	23	35
	西京②	294	236	1,235	370	442	83	170	35	13,086	9	26	39
	西京③	153	123	645	193	231	43	89	18	6,829	4	12	18
	西京④	144	115	604	181	216	41	83	17	6,396	4	12	18
洛西支所	洛西①	289	232	1,216	364	435	82	167	35	12,876	7	19	28
	洛西②	279	224	1,172	351	420	79	161	33	12,416	7	18	28
伏見区	伏見①	190	153	800	240	286	54	110	23	8,477	6	17	25
	伏見②	154	124	647	194	232	43	89	18	6,857	5	14	21
	伏見③	212	170	893	267	319	60	123	25	9,455	5	13	20
	伏見④	144	115	604	181	216	41	83	17	6,396	3	8	13
	伏見⑤	215	173	906	271	324	61	125	26	9,594	6	17	26
	伏見⑥	192	154	807	242	289	54	111	23	8,547	4	12	18
	伏見⑦	226	181	949	284	340	64	131	27	10,055	5	15	22
	伏見⑧	300	241	1,263	378	452	85	174	36	13,379	9	24	36
深草支所	深草①	233	187	980	293	351	66	135	28	10,377	9	25	37
	深草②	282	227	1,187	355	425	80	163	34	12,569	9	24	35
	深草③	215	172	903	270	323	61	124	26	9,567	7	19	29
醍醐支所	醍醐①	176	141	741	222	265	50	102	21	7,849	5	13	19
	醍醐②	145	117	612	183	219	41	84	17	6,480	3	10	14
	醍醐③	193	155	813	244	291	55	112	23	8,617	4	10	16
	醍醐④	225	181	948	284	339	64	130	27	10,041	5	15	22
合計		16,944	13,608	71,274	21,336	25,512	4,788	9,804	2,028	754,974	446	1,224	1,836

(2) 認知症対応型共同生活介護等の必要利用定員総数

(人分)

日常生活圏名	平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	
北区	北①	188		200			210			
	北②									
	北③									
	北④									
	北⑤									
	北⑥									
上京区	上京①	146		155			163			
	上京②									
	上京③									
	上京④									
左京区	左京①	243		258			271			
	左京②									
	左京③									
	左京④									
	左京⑤									
	左京⑥									
	左京⑦									
	左京⑧									
	左京⑨									
	左京⑩									
中京区	中京①	158		168			176			
	中京②									
	中京③									
	中京④									
	中京⑤									
	中京⑥									
東山区	東山①	75		79			83			
	東山②									
	東山③									
山科区	山科①	169		180			188			
	山科②									
	山科③									
	山科④									
	山科⑤									
下京区	下京①	118	325	125	383	766	131	441	824	
	下京②									
	下京③									
	下京④									
	下京⑤									
南区	南①	145		153			161			
	南②									
	南③									
	南④									
	南⑤									
右京区	右京①	268		284			299			
	右京②									
	右京③									
	右京④									
	右京⑤									
	右京⑥									
	右京⑦									
	右京⑧									
	右京⑨									
	右京⑩									
	右京⑪									
西京区	西京①	107		114			119			
	西京②									
	西京③									
	西京④									
洛西支所	洛西①	69		73			77			
	洛西②									
伏見区	伏見①	199		211			222			
	伏見②									
	伏見③									
	伏見④									
	伏見⑤									
	伏見⑥									
	伏見⑦									
	伏見⑧									
深草支所	深草①	89		94			99			
	深草②									
	深草③									
醍醐支所	醍醐①	90		96			100			
	醍醐②									
	醍醐③									
	醍醐④									
合計		2,065	325	650	2,191	383	766	2,299	441	824

※ 必要利用定員総数（整備等目標数）については、地域密着型サービスの基盤整備の考え方を踏まえ、認知症対応型共同生活介護は行政区単位、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護は全市単位としています。

第5期プラン施策・事業一覧 【施策・事業数170（うち、新規30）】

番号	施策・事業	進捗状況
【重点課題1】 世代間相互の理解の促進と認知症をはじめとする要援護高齢者支援の推進		
1 世代を超えて支え合う意識の共有		
(1) 世代間交流の促進		
101	高齢者どうしや世代を超えた交流ができる身近な居場所づくりの推進<新規>	○ ・ 高齢者の居場所づくり支援事業を実施した
102	子どもから高齢者まで多世代が憩い、健康づくり活動の場として利用できる公園整備の推進<新規>	○ ・ 健康づくり活動の場として利用できる公園の整備を推進した
103	市民すこやかフェアをはじめとする各種イベントにおける世代を超えた交流機会の拡大	○ ・ 市民すこやかフェアを実施する「市民すこやかフェア実行委員会」に対して助成した ・ すこやかフェアにおいて子どもたちの絵画を展示した
104	お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進	○ ・ 各児童福祉施設等において、クールキッズステーションの取組などを通じて、子どもと高齢者のふれあう機会づくりを行った ・ 老人福祉センター（17施設）及び老人いこいの家（5施設）の全施設において近隣の児童館や小学校等と世代間交流事業を実施した
105	学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進	○ ・ 小中学校施設を地域住民の身近な生涯学習の場として開放・活用する「学校開放事業（学校ふれあいサロン事業、学校コミュニティプラザ事業）」を実施した ・ 学校と保護者・地域住民が協力しながら、学校・園に「開かれた学校づくり」を促進する環境を手作りで製作・整備する取組に対し、経費を支援する「学校ふれあい手づくり事業」を実施した ・ 地域教育サポーターが、各地域の特色を生かし、学校を拠点とした親子のふれあい事業や子育てに関する助言・相談、その他生涯学習事業の企画・運営を行った
106	市営住宅団地における地域コミュニティに資する活動の場の整備	○ ・ 地域コミュニティが活性化する機能を団地に導入した
107	敬老記念品贈呈事業の実施	○ ・ 当年度に100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈した
(2) 福祉教育・人権意識啓発の推進		
108	福祉教育・ボランティア学習の推進	○ ・ 区ボランティアセンターを通じた小中学校における福祉教育授業を実施した
109	学校におけるボランティア体験活動の推進	○ ・ 中学生・高校生等の青少年が、施設や地域の行事でのボランティア体験を通して、地域や社会の一員として福祉に対する理解を深めることを目的として「福祉体験事業（ユースアクション）」を推進した
110	中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の実施	○ ・ 京都市立の全ての中学校（73校）と総合支援学校（5校）で「生き方探究・チャレンジ体験」を実施し、10,000人を超える中学生が受入事業所において勤労体験、職場体験、ボランティア体験等に取り組んだ
111	高齢者の人権を尊重する文化の構築	○ ・ 「高齢者の人材活用」及び「介護と仕事の両立」に関する企業向け人権啓発講座を計3回開催した ・ 企業向け人権情報誌「ベーシック」で長寿すこやかプランを紹介するとともに、介護支援制度導入企業インタビュー記事を掲載した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
2 認知症をはじめとする要介護高齢者支援の推進		
(1) 認知症高齢者支援の推進		
112	認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の充実	○ <ul style="list-style-type: none"> 「認知症あんしんサポーター」及び「認知症あんしんサポートリーダー」を養成した 認知症あんしんサポーターのフォローアップを目的として「認知症あんしんサポーター・アドバンス講座」を開催した
113	認知症高齢者及びその家族を地域で支える仕組みづくり	○ <ul style="list-style-type: none"> 高齢サポートが中心となり、地域の関係機関における情報共有や地域に固有の課題、個別ケースへの支援方針の検討や、課題解決・課題発生の防止に向けた協議を行う会議等を実施し、認知症高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制の構築に取り組んだ 「～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業」を実施し、認知症の初期症状を簡単に自己診断できる「認知症？『気づいて相談！』チェックシート」の作成・活用や、「～地域で気づき・つながり・支える～認知症相談支援ガイドブック」の作成・活用、「認知症対応 地域支援推進モデル事業」の実施、「京都市版認知症ケアパス」の作成等により、医療、介護、福祉が相互に連携する体制の充実を図った
114	徘徊のある認知症高齢者を発見・保護する体制づくり	○ <ul style="list-style-type: none"> 認知症による徘徊のおそれのある高齢者を居宅において介護している家族等に小型発信機を貸与する「徘徊高齢者あんしんサービス事業」を実施した
115	関係機関等の連携体制及び相談事業の充実	○ <ul style="list-style-type: none"> 運営協議会、運営会議、地域ケア会議等の会議を通して、区役所・支所、高齢サポート等の相談機関、かかりつけ医等の医療機関、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、生活支援を行う介護サービス事業者等が相互に連携する体制の充実を図った 認知症の相談対応に必要な情報をまとめた「～地域で気づき・つながり・支える～認知症相談支援ガイドブック」の作成・活用や、「認知症対応 地域支援推進モデル事業」等の実施により、関係機関等の連携体制及び相談事業の充実を図った
116	<u>認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 「認知症地域支援推進員」を配置し、地域連携体制の構築支援のほか、認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関との連携や情報提供、高齢サポートが行う地域医療機関や認知症サポート医との認知症支援ネットワーク構築の支援を行った 認知症総合支援事業の取組の一つである「若年性認知症支援事業」において、本市関係機関や支援機関との連携強化や意見交換を行い、他都市における先進事例の把握や、若年性認知症の人が活用できる制度・サービスの窓口を整理した「～一人ひとりが気づき・つながり・支える～京都市若年性認知症窓口支援ガイド」の作成を行った
117	<u>認知症の早期発見（認知症の早期診断）に向けた取組の推進<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 認知症医療に習熟し、かかりつけ医への助言を行う「認知症サポート医」の養成や、かかりつけ医を対象に、適切な認知症診断の知識・技術や御家族からの話を聞く姿勢を習得するための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施した 「認知症サポート医」及び「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を修了したかかりつけ医を対象に、認知症に関する知識の更なる向上を図る「認知症サポート医フォローアップ研修」を実施した
118	認知症高齢者に係る医療連携体制の充実	○ <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医を対象に、適切な認知症診断の知識・技術や御家族からの話を聞く姿勢を習得するための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
119	市民のための介護講座の実施	○ ・ 介護に関心のある方や現在介護をしている方などに、認知症や介護に関する基礎的な知識・技術を学んでいただくための講座を開催した
120	認知症の一因とされる生活習慣病の予防に関する知識の普及・啓発	○ ・ 保健センターでの健康教室や地域での出前教室の開催により、健康づくりに関する正しい情報を提供した
121	認知症高齢者のいる世帯への訪問指導の実施	○ ・ 保健センター・支所の精神保健福祉相談員や保健師が必要に応じて家庭訪問や来所及び電話による相談に応じた
122	施設・事業所の認知症ケア技術の向上	○ ・ 認知症高齢者を介護する職員やその指導的立場にある職員に対して、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施した ・ 認知症介護実践者研修の実施回数を年3回（定員180名）から年4回（定員240名）に、募集時期を年1回から年2回に拡充し、より研修を受講しやすい環境づくりに努めた
(2) 高齢者の権利擁護の推進		
123	成年後見制度の利用支援と専門職後見人以外の後見人の確保<新規>	○ ・ 審判申立を行う親族がおられない方について、市長による申立を実施したほか、経済的困窮者を対象とする申立費用及び後見人報酬の支給を実施した ・ 成年後見制度に関する相談からその利用までの一貫した支援を行うとともに市民後見人の養成を行う「京都市成年後見支援センター」を設置した ・ 市民後見人を養成し、市民後見人の受任件数の拡大に努めた ・ 法人後見を実施する京都市社会福祉協議会に対して補助を行った
124	日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進	○ ・ 京都市社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業に対して補助を行った
125	権利擁護に関する制度の周知・広報	○ ・ 高齢者の権利擁護に関する制度に係るセミナーの開催や、パンフレット・リーフレットの作成、配布を通じて、広く市民に周知を行った
126	権利擁護相談事業の充実	○ ・ 認知症高齢者や知的障害、精神障害のある方の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築するため、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を開催し、関係団体の連携のあり方等について検討した ・ 長寿すこやかセンターにおいて、弁護士などによる権利擁護相談を実施した ・ とりわけ、成年後見制度については、平成24年度に設置した「京都市成年後見支援センター」において、相談からその利用までの一貫した支援に努めた
127	虐待の早期発見・早期対応	○ ・ 高齢サポートと区役所・支所が中心となり、医療機関、警察等の多方面の関係機関と連携・協力できる体制づくりを進めた
128	区役所・支所と地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携・協力による高齢者虐待へのチーム対応	○ ・ 高齢サポートと区役所・支所が中心となり、運営協議会、運営会議、地域ケア会議等を実施し、医療機関、警察等の多方面の関係機関と連携・協力しながら高齢者や養護者・家族の生活を支援した ・ 個々の虐待事案に応じた、ケースカンファレンスの開催やサポートチームの結成等による組織的な支援を実施した
129	緊急時に一時的に避難できる場所の確保	○ ・ 緊急入所システム、短期入所者生活介護緊急利用者援護事業、高齢者虐待シェルター確保事業を実施した
130	施設・事業所における虐待の防止の徹底	○ ・ 施設監査時に虐待防止に向けた取組状況（研修等）を確認するとともに、必要に応じて指導を行った ・ 虐待等の通報があった場合には、事実確認を行い、必要に応じて事業者に対して指導を行った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
131	虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施	○ ・ 高齢者虐待の防止を目的として，市民に対する普及啓発，関係者に対する研修の実施及び虐待事例の集積・分析等を行うための「高齢者虐待事例研究会」の開催等を行った
(3) ひとり暮らし高齢者等への支援		
132	<u>地域包括支援センターによるひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動の実施<新規></u>	○ ・ 地域の高齢者の実態とニーズを把握し，適切な支援につなげていくため，ひとり暮らし高齢者を対象とする高齢サポート職員による訪問活動を実施した
133	見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助	○ ・ ひとり暮らし高齢者への全戸訪問事業，老人福祉員設置事業，一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業，孤立死防止推進事業を実施した
134	老人福祉員活動の推進	○ ・ 老人福祉員が，概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に，各戸訪問による安否確認・相談活動，各種の情報提供等を行った
135	「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」の活動の充実	○ ・ 高齢サポートが，一人暮らしお年寄り見守りサポーターを主な対象として学習会を開催した
136	老人クラブによる友愛訪問への支援	○ ・ 単位老人クラブに対し，運営費の一部を助成することを通じて，友愛訪問を支援した
137	緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化	○ ・ 所得階層区分ごとに設定している利用料について，一部の利用者には負担が偏っているため，所得階層区分の基準と，区分ごとの利用料の見直しを行った ・ これまで利用可能な回線がNTTの一般電話回線（アナログ回線）等に限定されていたものを，一般回線以外の電話（IP電話等）でも利用可能とした
【重点課題2】 生きがづくりと介護予防の推進		
1 高齢者の生きがづくり及び就労の促進		
(1) 多様な生きがづくりの推進		
201	「第2期京都市市民参加推進計画」に基づく取組の推進	○ ・ 政策形成過程の各段階において，多様な市民が関われる事業を実施し，参加と協働による豊かな地域社会の実現を推進した
202	高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施	○ ・ 市民すこやかフェアを実施する「市民すこやかフェア実行委員会」に対して助成した ・ 全国健康福祉祭に京都市代表団として選手・監督を派遣した ・ 敬老乗車証を交付した
203	<u>市民ニーズに対応し，かつ持続可能な敬老乗車証のあり方の検討<新規></u>	○ ・ 敬老乗車証をお持ちの方を対象とした敬老乗車証利用実態調査を実施した ・ 社会福祉審議会の答申を踏まえ，「敬老乗車証制度の今後の在り方に関する基本的な考え方」を策定した ・ 敬老乗車証のICカード化に向けて，基礎的な検討・調査を行った
204	老人クラブ活動の活性化の推進	○ ・ すこやかクラブ京都（老人クラブ）に対して，運営費の一部を助成した
205	老人福祉センターをはじめとする身近な地域での活動の場の提供	○ ・ 老人いこいの家（5箇所），老人福祉センター（17箇所）の運営を行った ・ 老人クラブハウスに対する設置運営費用の一部を助成した
206	生きがづくりを支援するための保養の場等の提供	○ ・ 高齢者の福祉の増進を図るための保養施設として，浴室・温室を備えた老人保養センターを運営した ・ 高齢者の福祉の増進を図るため，高齢者が集い憩える施設，地域福祉活動の拠点となる施設として久多いきいきセンターを運営した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中，△⇒企画・構想段階，×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
207	生きがいづくり支援施設のあり方の検討	○ ・ 「洛西ふれあいの里保養研修センターあり方検討委員会」の答申を踏まえて作成した「洛西ふれあいの里保養研修センターの今後のあり方に関する基本方針」に基づき、平成25年度末をもって洛西ふれあいの里保養研修センターを廃止するとともに、同センターの研修機能を長寿すこやかセンターへと整理・統合した
208	<u>スポーツリエゾン京都による市民との協働型事業の推進<新規></u>	○ ・ スポーツリエゾン京都（京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議）を開催し、協働型事業等について議論を行うとともに「スポーツしたい！支えたい！つながりたい！事業」として実施を支援する取組等も行った
209	多様な趣味・生涯学習の参加機会の確保・拡充	○ ・ 生涯学習総合センターや生涯学習総合センター山科において、教養講座や趣味の講習に加え「平安京創生館」の展示などを通じ、生涯学習の場を提供した ・ 「京（みやこ）まなびネット」において、障害のある人や育児・介護中の人など、講座に参加することが困難な方の生涯学習活動を支援するため、講演会や伝統行事の記録映像を動画で配信した ・ 京都市図書館において、全館で所蔵している資料をどの図書館からでも検索・予約・貸出・返却できるネットワーク「京（みやこ）ライブラリーネット」サービスを実施した
210	自主的グループの活動支援と情報提供	○ ・ 高齢者の各種サークル等の活動情報について収集し、提供することにより、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を支援した
211	高齢者の多様な能力を生かす「知恵シルバーセンター」の運営	○ ・ 様々な知恵や経験、技能を有する高齢者活動団体の情報を登録し、インターネットを通じて広く発信するとともに、それら的高齢者活動団体が活動を行う場の紹介、斡旋を行った
(2) 高齢者の就労支援		
212	シルバー人材センター事業の充実	○ ・ シルバー人材センターに対する助成等の支援を行った
213	働くことを希望する高齢者が就業できる環境づくりの推進	○ ・ 産業技術研究所、アステムにおいて技術支援や販路開拓支援を実施した ・ 知恵産業の創出に取り組む中小企業者への継続的な支援のため、基金設立を検討し、知恵産業創造支援事業を創設した ・ 本市の「知恵産業創造支援事業」と（公財）京都産業21の「きょうと元気な地域づくり応援ファンド」の一部を共同で実施した
214	企業退職者と専門技術を必要とする中小企業等とのマッチング支援	○ ・ 中小・ベンチャー企業の事業拡大に向けた相談に乗り、その課題の解決にふさわしい人材（企業OB）のマッチングを中心としたコーディネート事業を実施した
2 自主的な介護予防の取組の推進		
(1) 自立支援のための介護予防ケアマネジメント体制の充実		
215	地域包括支援センターへの支援	○ ・ 自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントにより介護予防サービスを提供できるよう、高齢サポートへの助言・指導を行った
216	地域包括支援センターにおける二次予防事業対象者への介護予防ケアマネジメント	○ ・ 高齢サポートが二次予防事業対象者への介護予防ケアプランを作成するに当たり、利用者の個々の状態に応じ、自立支援のための具体的な目標を利用者の意向を踏まえて設定し、適切なサービス利用に向けてはんなりプラン（介護予防事業利用計画書）を作成した
217	地域介護予防推進センター事業の充実	○ ・ 市内12箇所に設置する「地域介護予防推進センター」において、65歳以上の方を対象に、介護予防に関する知識の普及啓発や地域における介護予防に資する事業を実施した
218	介護予防サービス事業者の指定状況やサービス内容についての情報提供	○ ・ 本市ホームページに、サービス別の指定事業所一覧を掲載した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
(2) 地域支援事業による介護予防サービスの提供		
219	多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢サポート等と協力し、ひとり暮らし高齢者への全戸訪問事業などの機会を利用し、基本チェックリストの活用を積極的に勧奨し、早期発見を行った
220	地域包括支援センターでの二次予防事業対象者への介護予防サービス利用勧奨	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 二次予防事業対象者への相談対応等を通じて、介護予防サービスの利用を勧奨し、必要なサービスにつなげた
221	地域介護予防推進センターによる二次予防事業対象者向けの介護予防サービスの提供	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防推進センターが、高齢者に身近な地域の会場において、二次予防事業対象者向けの介護予防サービス（通所型介護予防事業：運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の維持向上等）を提供した
222	地域介護予防推進センターによる一般高齢者向け介護予防サービスの提供	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防推進センター職員が、高齢者に身近な地域の会場に出向き、介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を目的として、一般高齢者向けの介護予防サービスを提供した
223	介護予防の普及・啓発	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防推進センターにおいて介護予防イベントの開催や、介護予防の周知のための広報・パンフレットの配布等を行った ・ 高齢サポートにおいて、二次予防事業対象者等に介護予防ファイルを交付した
224	地域における自主的な取組への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防推進センターが、介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修を実施した ・ 地域介護予防推進センターが、介護予防に資する地域活動組織の支援を行った
225	介護予防事業の評価の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防評価を実施し、介護予防サービス事業全体として効果的な内容であるかなどの検証を行った
(3) 主体的な健康づくりの推進		
226	保健センターにおける健康教育やがん検診等の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診査や治療等の記録、生活習慣病等の予防に関する事項を記入する健康づくりファイルを交付し、健康に関する自己管理を促進した ・ 健康相談、がん検診、健康診査、健康教育、訪問指導を実施した
227	保健センターにおける健康づくりサポーター等の育成の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター・支所において、健康増進を目的とした自主グループを育成するとともに、健康づくりを普及推進するボランティアである健康づくりサポーターを養成し、健康増進に取り組みやすい環境の整備を図った
228	地域での自主的な健康づくり活動支援<新規>	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の身近な活動拠点に、高齢サポートや地域介護予防推進センターの保健師等専門職を派遣し、認知症予防や運動機能の向上を図るとともに、相談等を通して、生活機能の低下がみられる方の把握や認知症の早期発見につなげた ・ 高齢者向けの筋力トレーニング教室の実施施設数を拡大するとともに、地域の身近な場所で筋トレ等に取り組む方をサポートする出張型筋力トレーニング教室を実施した
229	地域保健の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健センター・支所が、市民の健康管理に役立てていただくため、健康に関する相談や教室、健康診査、検診などの各種保健事業を実施したほか、市民の安心・安全を守るため、感染症対策、衛生対策等に取り組んだ

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
230	生涯を通じた食育や口腔ケアの推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 栄養・食生活に関する相談指導及び講話や調理実習を行う食育セミナーを開催した 市民に歯科相談、歯科健診の機会を提供し、また「歯の健康」が全身の健康に与える影響について啓発を行った 「京都市口腔保健支援センター」を設置し、京都府歯科医師会との連携の下、セルフケアが困難な主に施設入所中の要介護高齢者等を対象として実施した実態調査を踏まえ、施設職員への技術サポート及び出張歯科健診を実施した
231	こころの健康づくり施策の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 保健センター・支所において、来所及び電話による相談に応じるとともに必要に応じて家庭訪問を行った 各行政区において関係機関とのネットワークを構築し、精神障害についての正しい知識やこころの健康づくりに関する知識を普及するための啓発活動を行った こころの健康増進センターでは、電話による相談に応じ適切な関係機関等を紹介するとともに、必要時に来所相談を行った
232	保健・医療分野における人材の資質向上と育成	○ <ul style="list-style-type: none"> 資格職等職員を日本公衆衛生学会等各専門分野の学会へ派遣した 保健センター資格職職員の行う調査研究に対して助成を行い、保健、医療その他職務に関連する知識及び技術の習得又は向上を図るとともに、その成果の活用を図るため報告の場を設けた
(4) 予防給付による介護予防サービスの提供		
233	自立支援に向けた予防給付ケアマネジメントへの支援	○ <ul style="list-style-type: none"> 区役所・支所の保健師が、介護予防支援事業所において作成する予防給付ケアプランへの助言・指導を実施した 京都市ケアプラン研修を開催し、その中で介護予防を対象とした研修を実施した 区役所・支所ごとに、介護サービス等事業者連絡会を定期的に開催し、介護予防支援事業者と関係団体との連携確保を促進した
234	介護予防支援事業者の適正な運営への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援事業者から指定介護予防支援の実施状況報告書の提出を受け、各事業者の運営状況を把握、確認した
【重点課題3】 高齢者の地域生活を支える体制づくりの推進		
1 高齢者を支えるネットワーク構築の推進		
(1) 地域包括支援センターの機能強化		
301	地域包括支援センターの適切な運営と関係機関との連携	○ <ul style="list-style-type: none"> 担当する圏域において、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③権利擁護相談、④包括的・継続的ケアマネジメントを一体的に実施した 地域ケア会議を開催するなど、地域の関係機関や社会資源等と連携した各事業を推進した
302	<u>地域包括支援センターの体制の充実<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者への全戸訪問をはじめとする包括的支援事業を適切に実施できる体制を確保するため、平成24年度から、専門3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）に加えて、各センターに1名ずつ職員（介護支援専門員等）を増員した
303	<u>地域包括支援センターの質の確保・向上のための取組<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 高齢サポートで働く職員の人材育成、スキルアップの観点から、目的・対象を絞り込んだ体系的な研修を実施するため、職種やキャリア等に応じた研修プログラムを開発した 研修プログラムを活用し、高齢サポートで働く職員の人材育成、スキルアップなどの質の確保・向上を図るための研修を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
304	<u>地域包括支援センターの広報の充実<新規></u>	○ ・ ひとり暮らし高齢者の訪問活動等の包括的支援事業を円滑に、より効果的に行うため、高齢サポート周知用マグネットステッカーの作成・配付や、訪問活動時に着用するウインドブレーカーの作成、愛称・シンボルマークの普及啓発のための看板等の設置助成等を行った
305	<u>高齢者支援に係る全市統一的なITネットワークシステムの導入<新規></u>	○ ・ 本庁、区役所・支所支援（保護）課と高齢サポートに設置した端末により、高齢者の介護保険事業、高齢者福祉サービスの利用状況などの情報を、オンラインで効率的かつ迅速に管理・共有することができるネットワークシステムを運用した
(2) 地域における関係機関の連携		
306	<u>地域包括支援センターと関係機関との顔の見えるネットワーク構築の推進<新規></u>	○ ・ 高齢サポートを中心に、介護サービス事業者、医療機関、民生委員・児童委員、老人福祉員、学区社会福祉協議会等の関係機関との地域ケア会議をはじめとする連絡会等を開催し、顔の見えるネットワーク構築を推進した
307	地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催	○ ・ 高齢サポートが中心となり、地域の関係機関における情報共有や地域に固有の課題、個別ケースへの支援方針の検討や、課題解決・課題発生の防止に向けた協議を行う「地域ケア会議」を開催した
308	区・支所単位の協議の場としての「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の運営及び連携体制の構築支援	○ ・ 高齢サポートの適正な運営、公正・中立性の確保を図るためのルールづくりや、高齢サポートが地域の中で円滑にその役割を果たしていけるよう、「京都市地域包括支援センター運営協議会」を開催するとともに、関係機関の連絡調整や連携体制の構築に向けた支援を行った
309	医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携に向けた取組支援	○ ・ 高齢サポートを中心に、地域における医療機関と介護支援専門員とのネットワーク構築を推進するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院の地域連携室、介護支援専門員等との連携づくりに取り組んだ
310	<u>医療と介護の連携を進めるための情報の共有<新規></u>	○ ・ 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ方に対して、必要に応じた医療・介護サービスが地域で提供される体制づくりを推進するため、かかりつけ医と介護支援専門員の間において医療・介護に関する情報の共有を図った ・ 要介護認定等に係る認定調査票及び主治医意見書について、被保険者の同意が得られた場合に、介護支援専門員及び主治医に対し情報提供を行った
311	介護サービス事業者及び関係機関との連携	○ ・ 区役所・支所において、定期的に介護サービス等事業者連絡会を開催した ・ 運営推進会議の開催を通じて、高齢サポート、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化が図れるよう支援した ・ 実地指導時等に運営推進会議の記録を確認し、構成員との連携状況を確認し、必要に応じて助言を行った
(3) 在宅ケア体制の充実		
312	<u>体調不安時に重症化防止のため一時的な入院をサポートする環境を整えることで、在宅療養を支援する仕組みづくり<新規></u>	○ ・ 本市も参画する京都地域包括ケア推進機構において、「在宅療養あんしん病院登録システム」を運用するとともに、普及拡大に取り組んだ

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
313	<u>かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職の情報提供</u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 認知症医療に習熟し、かかりつけ医への助言を行う「認知症サポート医」の養成や、かかりつけ医を対象に、適切な認知症診断の知識・技術や御家族からの話を聞く姿勢を習得するための「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施した
314	在宅医療実施機関（訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等）の情報提供	○ <ul style="list-style-type: none"> 在宅医療実施機関の情報提供に向けた具体的手法について、関係機関と検討を行った
(4) 相談・情報提供体制の充実		
315	地域包括支援センターにおける相談機能の強化	○ <ul style="list-style-type: none"> 多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者の訪問活動の開始に伴い、高齢サポートの職員を1名増員する体制強化を行い、相談機能の充実を図った
316	区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援	○ <ul style="list-style-type: none"> 区役所・支所が、高齢サポートを中心に地域の関係機関のネットワーク構築を進められるよう、運営協議会、運営会議等を開催し、高齢サポートの活動支援を行った 区役所・支所が、多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、必要な支援や助言を行った
317	区役所・支所の保健師等専門職の介護・福祉分野の知識・経験の充実強化	○ <ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所と保健センターの職員配置交流を実施した
318	民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の日常生活に関する相談に応じ、必要な支援を行う民生委員・児童委員の活動を推進した 老人福祉員が、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、各戸訪問による安否確認・相談活動、各種の情報提供等を行った
319	<u>見守り、配食サービス、買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の情報提供<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 市内全域61箇所にきめ細かく設置している高齢サポートにおいて、介護保険によるサービスのほか、在宅でできる口腔ケアサービスや理容などの介護保険以外のサービスについても、地域の社会資源情報を整理し、案内できるよう努めた
320	様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供	○ <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度をはじめ、京都市の高齢者福祉施策全般について広く市民に周知するため、高齢者のためのサービスガイドブック「すこやか進行中!!」を発行した 介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険の仕組み、運営状況、利用手続、保険料の徴収等について説明する広報印刷物の作成及び配布等により、市民周知に取り組んだ
321	介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供	○ <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者を介護する家族の、介護に関する悩みの共有や情報交換、介護のリフレッシュ等を目的とした交流会を開催した
322	高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 外国籍市民等を対象とした訪問・支援活動等により、福祉サービスの利用支援等を行う京都外国人高齢者・障害者生活支援ネットワーク・モアに対して助成金を交付した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中，△⇒企画・構想段階，×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
(5) 地域住民による自主的な活動の推進		
323	地域コミュニティの活性化に向けた総合的かつ計画的な取組の推進 ＜新規＞	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市地域コミュニティ活性化推進条例を施行した ・ 京都市地域コミュニティ活性化推進計画を策定した ・ 地域コミュニティサポートセンターを開設・運営した ・ 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の助成事業を実施した ・ 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトを開設・運用した ・ 地域活動ハンドブック及び地域活動の大切さを伝える各種啓発物を作成・配布した ・ 「京都地域力アップおうえんフェア」を開催した ・ 「京都地域力アップおうえん事業者等表彰制度」を創設し、表彰を行った
324	「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」に基づき、「自治・自立・協働により地域の福祉力をつむぎ、高める」の基本理念の下、地域福祉の推進を図った ・ 平成26年3月に策定した「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」に基づき、「自治・協働により自立の実現を支援し、優しさがあふれるまちをつくる」の基本理念の下、地域福祉の更なる推進に取り組んだ
325	社会福祉協議会による地域福祉活動への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもから高齢者まで様々な世代・人々を対象として、本市の社会福祉に関する公助だけでは行えない様々な事業を実施し、地域福祉の中心的な役割を果たしている社会福祉協議会の運営に対して、事務局人件費、活動費その他の補助を行った
326	地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターにおいて、その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行った ・ 福祉ボランティアセンターと市民活動総合センターの連携により、市域の児童、高齢者、障害者等の福祉をはじめとするボランティア活動を総合的に支援するため、「情報の収集・提供」、「相談・コーディネート」等の事業を実施した
2 高齢者が安心できる生活環境づくり		
(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり		
327	市営住宅のバリアフリー化の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅において、エレベーターやスロープの設置、住戸内のバリアフリー化（段差解消、手すり設置等）を進めた
328	安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市あんぜん住宅改善資金融資制度（バリアフリーリフォーム融資）、共用部分バリアフリー化改修助成を実施した ・ 介護予防安心住まい推進事業を実施した
329	福祉・介護の専門家と建築士の連携による高齢者の状態像に応じた住宅リフォーム等への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市すまい耐震支援窓口が行うすまいの耐震化の取組や京都市居住支援協議会が行う高齢者のすまい探しのサポートなども含めたすまいのワンストップ総合窓口として「京（みやこ）安心すまいセンター」を運営し、住宅に関する様々な相談事業や情報発信を行った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
330	住宅・建築物の耐震化の促進	○ <ul style="list-style-type: none"> 「木造住宅耐震診断士派遣事業」, 「木造住宅耐震改修計画作成助成事業」, 「木造住宅耐震改修助成事業」等の木造住宅・京町家に対する支援を行った 「分譲マンション耐震診断助成事業」, 「分譲マンション耐震改修計画作成助成事業」, 「分譲マンション耐震改修助成事業」等の分譲マンションに対する支援を行った
331	<u>サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し, サービス付き高齢者向け住宅整備事業(国補助事業)の活用促進に向けた周知を行った 市民向けに, サービス付き高齢者向け住宅の特徴などを解説する講座を開催した
332	<u>民間賃貸住宅に円滑に入居するための支援<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 不動産関係団体, 福祉関係団体及び行政等により「京都市居住支援協議会」を設立した 高齢であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅やその媒介に協力する事業者の登録制度(すこやか賃貸住宅入居支援事業)を創設し, それらの情報をリアルタイムで発信するホームページ(京都市すこやか住宅ネットHP)を開設・運用した 高齢者の住まいの相談会, 高齢者向け住宅の見学会等の事業を実施した
333	多様な高齢者向けの住まいについての情報提供	○ <ul style="list-style-type: none"> 住宅に関わる法律, 建築, 税金, 不動産, 分譲マンション管理など, 様々な相談に無料で応じるほか, 住情報を総合的に提供する「京(みやこ)安心すまいセンター」の運営などを実施した
(2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり		
334	ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくり	○ <ul style="list-style-type: none"> 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき, すべての人にとって利用しやすいデザインを目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方を採り入れた社会環境の整備(製品, 施設, 情報の伝達, サービスの提供)を京都市, 事業者, 市民等の協働により推進した
335	公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 既存公共建築物についてバリアフリー調査結果に基づき, バリアフリー化改修を促進した 高齢者や車椅子利用者をはじめとして, 誰もが安全で快適に利用できる歩行空間を整備した バリアフリー化に関する整備概要等を示した「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定した 地下鉄駅においては, トイレ改修による出入口部分の段差解消や洋式便器の設置を行うとともに, 烏丸線の烏丸御池駅では, 可動式ホーム柵の供用を開始し, 四条駅, 京都駅では, 可動式ホーム柵の製作に着手した
336	あんしん歩行エリア対策事業の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 歩行者の通行区分の明確化や歩道の段差改善を行い, 安全かつ快適な歩行空間の確保を図った
337	交通安全普及啓発事業の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに, 他の世代に対しても高齢者の特性を知ってもらい, その上で高齢者を保護し, また, 高齢者を配慮する意識を高めるための啓発指導を強化した
338	ベンチの設置などによる休憩スポットの充実等の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 高齢者が歩行するに相応しいウォーキングマップ(バリアフリー化が図られている, 休憩スポットが設置されている等)について, 本市ホームページを通じて情報提供を行った
339	市バスにおけるノンステップバスの導入促進	○ <ul style="list-style-type: none"> 高齢者をはじめ誰もが安心して市バスを利用できるよう, ノンステップバスの導入を促進した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒(一部を除き)実施済み又は実施中, △⇒企画・構想段階, ×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
340	移動に制約のある方への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> 京都市福祉有償運送運営協議会において、ボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送事業）について、特定非営利活動法人等からの事業登録申請や更新申請があった際に、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について協議した 「京都市福祉タクシー共同配車センター」に係る円滑な運営のため、必要な協力を行った
341	「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 京都市緑の基本計画に基づき、「花と緑あふれるまちづくり～緑視環境向上プロジェクト～（桜景観創造プロジェクト、街路樹整備事業（花の道づくり、道路の森づくり）、ケヤキ並木保全・創造プロジェクト、市民公募型緑化推進事業）」、「京のまちなか緑化助成事業」、「緑化啓発事業」、「市民の記念植樹奨励事業」等に取り組んだ
（３）防災対策・防犯対策の推進		
342	<u>災害時要援護者名簿を活用した地域における見守り体制の充実<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 関係機関の訪問活動等により同意を得た要支援者及びひとり暮らし高齢者について「見守り活動対象者名簿」を作成し、地域福祉組織等に情報提供することで平常時から要支援者等の情報を関係機関や地域福祉組織等と共有し、日常的な見守り体制を充実させ、もって災害時の支援につなげた
343	<u>福祉避難所の事前指定の推進<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害が発生した場合に、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する方を受け入れる福祉避難所の事前指定を推進した
344	災害ボランティアセンターの運営	○ <ul style="list-style-type: none"> 京都市災害ボランティアセンターを運営し、市総合防災訓練への参加、区災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施に向けた支援、府災害ボランティアセンターとの連携促進、各種研修会の開催及び講師派遣などを行った 東日本大震災被災地での各種活動に関する情報を京都府災害ボランティアセンターとの連携の下、収集・発信した
345	<u>自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> いざという時、町内での初動活動の中心となる人材を養成する自主防災リーダー研修を実施した 防災に関する専門的な知識と技術を習得し、自主防災活動を積極的に推進する人材を養成する自主防災上級研修を実施した 各種研修等を通じて防火防災の知識や技能を身につけた学生消防サポーターを育成した
346	防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発	○ <ul style="list-style-type: none"> 消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、リーフレット等を活用して、防火防災に関する安全指導を実施するとともに、有事の際に活用できる「安心カード」を配布した
347	学区の安心安全ネット継続応援事業の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 防犯や防災、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の様々な問題に対して取り組む学区の安心安全ネットワークを定着・発展させるために、「学区の安心安全ネット継続応援事業」において、防犯活動支援物品の貸出や、補助金の交付などにより、事業継続を応援した
348	応急手当の普及・啓発	○ <ul style="list-style-type: none"> 救急隊の到着するまでの間、手当ができるよう自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法も含めた応急手当の普及啓発を推進した
349	防火アドバイザーの養成	○ <ul style="list-style-type: none"> 火災等の災害から高齢者等を守るため、ホームヘルパー、老人福祉員、民生委員・児童委員等を対象に、防火・防災に関する知識や指導技術を習得する研修を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
350	住宅用火災警報器の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅用火災警報器の指導用ビラを活用し、消防署員が市内の未設置世帯1軒1軒に対して設置及び維持管理について指導を実施した ○ 未設置の理由を詳細に分析するとともに、地域や世帯の状況に応じた指導計画を消防署ごとに樹立し、未設置世帯及び一部設置世帯に対して、署状に応じた設置指導を行った
(4) 消費者施策の推進		
351	消費者啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活情報誌「マイシティライフ」を発行し、町内会を通じて全戸に回覧した ○ 地域や大学等へ消費生活相談員を講師として派遣する、出前講座を開催した ○ 市民しんぶん区版の挟み込みを年2回各66万部発行し、全戸に配布した ○ 消費者啓発チラシ「ちょっと待った その契約 知っておこう その手口」を作成し、長寿福祉課を通じて電子媒体で高齢サポートに送付した ○ 落語を採り入れた啓発事業を開催し、高齢者等に消費生活に関する話題を分かりやすく伝えるとともに、悪質商法等について注意喚起を行った
352	市民との協働による見守りの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域において日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による見守りや、消費生活総合センターへの相談を勧める市民ボランティア「くらしのみほりたい」を募集した ○ 地域での消費生活に関する啓発活動の核となる「京(みやこ)・くらしのサポーター」と協働して地域に密着した啓発活動を行った
353	消費者被害救済のための相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活総合センターにおいて、電話や来所による消費生活相談を受け付け、助言や情報提供による被害の未然防止等を基本に、必要に応じて事業者とのあっせんを行うことにより、トラブルの解決及び被害の救済を図った ○ 「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)」の運用により、広域的な被害情報を的確に把握するとともに、消費者被害の未然防止、拡大防止のための消費者への迅速な情報提供を行った
354	消費者被害情報等の迅速な提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費生活に役立つ知識や各種情報を掲載した情報紙「京(みやこ)くらしの安心安全情報」を発行し、京都市社会福祉協議会・各区社会福祉協議会、長寿すこやかセンター、老人福祉センター等に送付するとともに、長寿福祉課を通じて電子媒体で高齢サポートに送付した ○ 消費者被害の救済や未然防止、拡大防止を目的として、消費生活に関する相談情報を、電子メール配信システムを活用して、事前に配信登録された市民に配信した ○ 高齢サポートや区役所・支所の支援(保護)課が把握した不審な勧誘事案等に係る情報について、長寿福祉課から消費生活総合センターが提供を受け、消費生活相談等に活用するとともに、市民や関係機関等に情報提供や注意喚起を行った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒(一部を除き)実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
【重点課題4】 安心して暮らせる介護・福祉サービス等の充実		
1 介護サービスの充実		
(1) 24時間365日の支援体制の拡充		
401	重度者をはじめとする要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅系サービスの充実	○ <ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアの実現に向けて重要な介護サービス基盤である小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの整備の促進を図った 山間地域においても、介護サービスの利用が必要な方には希望するサービスが円滑に提供されるよう、サービスを提供した事業所に助成した
402	地域に根ざした小規模な施設・事業所を中心とした、施設・居住系サービスの整備促進等	○ <ul style="list-style-type: none"> とりわけ地域に根ざした小規模な施設・居住系サービスを中心に、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備及び開設等費用助成を行った
403	特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 新規施設：個室・ユニットケア施設を原則として整備した 既存施設：個室・ユニットケア施設への改修を推進した
404	特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用と重度者の増加に対する取組の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホームに対する実地監査を実施し、入所指針の運用に関し必要な指導等を行った 平成27年4月の介護保険法改正に向け、京都市老人福祉施設協議会等との協議により、入所指針を改定した
405	地域密着型サービスの基盤整備	○ <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型介護老人福祉施設や認知症高齢者グループホームの整備及び開設等費用助成を行った 地域密着型施設の設置を検討している事業者等を対象にセミナーを開催し、地域密着型施設の複合的な設置により経営の効率化を図っている事例や、本市の補助制度、地域密着型サービスの事前協議の方法等を説明し、整備促進を図った
406	地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携	○ <ul style="list-style-type: none"> 運営推進会議の開催を通じて、地域に開かれた透明性の高い運営を確保するとともに、地域の持つ課題を地域住民等と共有し、地域住民等と連携して解決に向けた取組を進めた 実地指導時等に運営推進会議の記録を確認し、構成員との連携状況を確認し、必要に応じて助言を行った
407	地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究	○ <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型サービス事業所協議会が開催する各委員会及び部会等へ出席し、事業運営の実態把握、情報収集及び意見交換等を行った
(2) 介護保険事業の円滑な実施		
408	介護サービス事業者への適正な指定、指導監督の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法等の一部改正に伴い策定した「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に基づき、介護サービス事業者の指定を適切に行った 集団指導において、全事業所を対象に特に注意すべき点（指摘事項等）を周知し、また、個別に行う実地指導等においては、運営の状況について確認し、必要に応じて指導を行い、介護サービス事業者の質の向上を推進した 介護報酬の不正請求や運営基準違反が疑われる場合には、迅速に監査を実施し、介護報酬の返還請求や事業者指定の取消等の必要な措置を講じた 本市ホームページにおいて、指定に至るまでの手続き及び様式等を掲載すること等により、事業者に対して指定基準の周知を図った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
409	適正な認定調査の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 新規及び現任認定調査員研修を開催した 介護保険課の嘱託職員（介護支援専門員）により、居宅介護支援事業所の要介護認定調査に同行し、必要に応じて事業者に対する助言・指導を行った
410	適正な要支援・要介護認定の実施	○ <ul style="list-style-type: none"> 新任委員研修を開催した 必要に応じて区役所・支所単位で合議体長会議を開催した
411	介護支援専門員への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> 京都市ケアプラン研修を実施した 介護保険課の嘱託員（介護支援専門員）により、居宅介護支援事業所のケアプランの確認を行い、必要に応じて助言・指導を行った
412	介護サービス事業者及び関係機関との連携 ＜311再掲＞	○ <311再掲>
413	介護保険給付費明細通知の送付	○ <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度に対する認識を深めてもらうことを目的として、サービスを利用した被保険者に対し、サービスの利用状況について通知を行った
414	医療情報との突合・給付実績の縦覧点検	○ <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会から提供される資料に基づいて、給付実績の縦覧点検を実施した
415	介護保険制度の仕組みに対する市民の理解	○ <ul style="list-style-type: none"> 市政出前トーク等を通じ、市民に対し、介護保険制度の仕組みを説明し、理解が得られるよう努めるとともに、適正な介護サービスの利用等について啓発を行った 介護保険制度の円滑な運営のため、介護保険の仕組み、運営状況、利用手続、保険料の徴収等について説明する広報印刷物の作成及び配布等により、市民周知に取り組んだ
416	介護サービスの普及・啓発の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度をはじめ、京都市の高齢者福祉施策全般について広く市民に周知するため、高齢者のためのサービスガイドブック「すこやか進行中!!」を発行した 行政区ごとに、介護サービス事業所の所在地や連絡先を分かりやすく記載した「介護保険エリアマップ」を作成し、ホームページにも掲載した
417	介護保険料の確実な徴収	○ <ul style="list-style-type: none"> 京都市介護保険料徴収率向上対策本部会議を開催した 介護保険料の特別徴収開始時期の回数を増加した 督促状・催告書の発行、口座振替の勧奨、架電等による直接折衝を実施した 保険料を支払う資力がありながら再三の納付指導に従わない方に対しては、滞納処分（差押え）を実施した
418	<u>低所得者に対する支援＜新規＞</u>	○ <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から保険料の減額対象者の範囲を拡充するとともに減額制度の周知に取り組んだ 福祉用具の購入に関して受領委任払制度を導入した
(3) 介護サービスの質的向上		
419	介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援	○ <ul style="list-style-type: none"> 実地指導時等において、入所者処遇の状態を確認し、他施設の優れた取組事例を紹介するなど、保健師が専門性を活かして助言を行った 市条例により努力義務化された権利擁護や虐待防止に係る研修等の開催状況を確認し、職員の資質向上を促すとともにサービスの質の確保に向けた取組についても指導・助言を行った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中，△⇒企画・構想段階，×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
420	介護サービス従事者に対する各種研修の実施	○ ・ 介護サービス従事者を対象に「認知症介護実践研修（実践者研修、実践リーダー研修）」、「認知症介護指導者養成研修」、「介護研修（初級・中級・上級）」、「個室ユニット型研修」及び「地域密着型サービス等研修」を実施した
421	介護福祉士等によるたん吸引等の実施への対応	○ ・ 介護保険施設に対し、京都府が実施する介護職員によるたん吸引等の実施のための研修・登録等の制度について、各種情報の提供を行うとともに、実地指導時等に、適切な運用について助言・指導を行った
422	介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応	○ ・ 区役所・支所の福祉介護課等において、必要に応じて国保連とも連携し的確に対応した
423	介護相談員派遣事業の充実	○ ・ 介護相談員を介護保険施設等の介護サービス事業所に派遣し、利用者や家族の思いを事業者に伝え、ニーズの実現が図れるよう支援した ・ 小規模多機能型居宅介護事業所等、派遣する事業所の種類についても拡充を図り、活動内容の充実に努めた
424	介護サービス事業者に関する評価内容の公表	○ ・ 介護サービス事業者に対する集団指導及び実地指導時に、第三者評価の受診を勧奨した
2 保健福祉サービスの充実		
425	配食サービスをはじめとする在宅福祉サービスの充実による生活支援	○ ・ 配食サービス事業、入浴サービス助成事業、日常生活用具給付等事業を実施した
426	緊急通報システム事業の充実と利用者負担の公平化<137再掲>	○ <137再掲>
427	ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施	○ ・ 所定の場所にごみを排出することが困難なひとり暮らしの要介護高齢者等への生活支援として、自宅の玄関先までごみの回収に伺う「まごころ収集」を実施した
428	すこやか生活支援介護予防事業の実施	○ ・ 介護保険の対象とならないものの、在宅生活を維持するうえで援助が必要な高齢者を対象に、すこやかホームヘルプサービスやすこやかショートステイサービスを実施した
429	家族への介護用品の給付、福祉用具の利用支援	○ ・ 在宅でねたきりの高齢者や認知症の高齢者を抱える家族に対し、介護保険の給付対象外となる介護に必要なおむつその他の用品を給付する家族介護用品給付事業を実施した ・ 福祉用具を展示するとともに、用具の活用やフィッティング、改造等に関する相談を行った
430	<u>カウンセリング相談や家族介護者向け講習会等の充実をはじめとする介護家族への支援<新規></u>	○ ・ 認知症高齢者を介護する家族の、介護に関する悩みの共有や情報交換、介護のリフレッシュ等を目的とした交流会を開催した ・ 在宅介護を行っている家族を対象に、たんの吸引等の医療的なケアや日々の口腔ケアなどについて、専門家による講義や実物大の人形等を使った実践講座を実施した
431	<u>短期入所生活介護緊急利用者援護事業（緊急ショートステイ）の充実<新規></u>	○ ・ 介護保険制度下における短期入所生活介護の緊急利用に対応するため、市内5箇所の短期入所施設のベッドの一部を緊急利用が可能なベッドとして京都市が確保した ・ 本市が委託するすべての施設の緊急床の空床情報を公開する「京都市短期入所生活介護緊急利用者援護事業空床情報把握システム」を運用した
432	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営支援	○ ・ 養護老人ホームや、軽費老人ホームに対して、運営上の助言等の支援を行った

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
433	養護老人ホーム及び軽費老人ホームの介護機能の強化	○ ・ 第5期プランに基づき、特定施設入居者生活介護の事業候補者を募集、選定した
434	<u>有料老人ホームに対する適切な助言・指導の実施<新規></u>	○ ・ 本市内の有料老人ホームが適切に運営されるよう、事業開始前の事前協議時においては、本市有料老人ホーム設置運営基準指針に適合するよう指導するとともに、運営中のホームに対しては、立入検査等を実施した
435	高齢者福祉施設の耐震化、老朽化、防災対策	○ ・ 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの入所系施設のうち耐震診断が必要な全ての施設について耐震診断を完了した ・ スプリンクラーについて、設置が義務付けられていない施設についても設置を勧奨し、補助を行った
436	<u>地域における切れ目のない総合的なリハビリテーション体制の充実<新規></u>	○ ・ 社会福祉審議会の答申を踏まえ、「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」を策定した
437	難病のある高齢者への支援	○ ・ 支援が必要な方に対し、状況に応じてホームヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、短期入所などの福祉施策や保健センター保健師等による訪問相談・指導や、専門医師等による医療講演・相談を行った ・ 人工呼吸器装着者に対し、訪問相談事業の中で、災害・緊急時の支援を実施した
438	精神疾患のある高齢者への支援	○ ・ 保健センター・支所において、精神疾患のある高齢者に関する相談に対し、必要時に家庭訪問や来所及び電話により相談に応じた
439	高齢外国籍市民への支援	○ ・ 大正15年4月1日以前に出生し、制度上無年金状態に置かれている京都市在住外国籍市民に対し、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として、福祉給付金を支給した
440	<u>リバースモーゲージ制度に関する研究<新規></u>	○ ・ 京都府社会福祉協議会へのヒアリング等を通じて、本市におけるリバースモーゲージ制度の導入について研究を行った
3 介護・福祉に従事する人材の確保・定着及び育成		
441	介護職員の労働環境や処遇の改善	○ ・ 介護事業者における人材育成プログラムを策定し、その導入に向けた研修会を実施した ・ 長寿すこやかセンターにおいて、メンタルヘルス相談を実施し、介護職員の仕事の悩みの解消に努めた
442	教育機関・養成施設等との連携による人材確保	○ ・ 各福祉職場の採用担当者を対象とした職場のPR力・採用力を高める研修を行うとともに、各福祉職場を就職希望者に開放する福祉職場オープンウィークを開催した
443	潜在的有資格者の掘り起こし	○ ・ インターネットを通じて、市内の介護従事者や福祉に関心のある市民を対象とする研修会等の情報を一元的に発信するとともに、受講申込手続きを可能とする「京（みやこ）・福祉の研修情報ネット」を運用した ・ 介護福祉士等の有資格者またはヘルパー2級研修修了者で、現在都合により介護・福祉サービス事業所に就業しておらず、介護の現場への復帰を希望している方に対して復職に向けた研修を、京都府、京都府介護福祉士会と共催のうえ実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

番号	施策・事業	進捗状況
444	多様な人材の参入・参画の促進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市老人福祉施設協議会と連携し、就職フェア等におけるハートメッセージの活動支援を行った ・ 京都市老人福祉施設協議会との共催により、市民に介護の大切さや素晴らしさを知っていただくため、「介護の日」に合わせて記念フォーラムや施設見学会を開催した ・ 福祉職場就職フェアに共催として参画し、本市内の介護事業者の人材確保を更に積極的に支援した
445	だれもが研修を受講しやすい体制の構築	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットを通じて、市内の介護従事者や福祉に関心のある市民を対象とする研修会等の情報を一元的に発信するとともに、受講申込手続きを可能とする「京（みやこ）・福祉の研修情報ネット」を運用した
446	社会的評価の向上に係る取組の推進	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 京都市老人福祉施設協議会と連携し、就職フェア等におけるハートメッセージの活動支援を行った ・ 京都市老人福祉施設協議会との共催により、市民に介護の大切さや素晴らしさを知っていただくため、「介護の日」に合わせて記念フォーラムや施設見学会を開催した
447	<u>専門性の確立やキャリアアップに係る各種研修の体系的な実施と認定制度の創設<新規></u>	○ <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉職場で働く職員を対象とした「キャリアパス対応生涯研修課程」に基づく研修の実施をはじめ、階層別の専門課題別研修等、体系的な研修を実施した ・ 介護事業者における人材育成プログラムを策定し、その導入に向けた研修会を実施した

※ 進捗状況の記号の意味 ○⇒（一部を除き）実施済み又は実施中、△⇒企画・構想段階、×⇒未着手

【平成27年2月末現在】

○京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成25年11月15日

条例第49号

最終改正：平成27年1月8日条例第37号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

(部会)

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

(秘密を守る義務)

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

【中略】

(旧附属機関等の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の表の中欄に掲げる附属機関又は合議体（以下「旧附属機関等」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表の右欄に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

1	附則第2項各号（第7号を除く。）に掲げる条例に基づく附属機関	別表に掲げる附属機関で中欄に掲げる附属機関と同一の名称のもの
2	施行日前に存する合議体で右欄	別表に掲げる附属機関（1の項の右欄に掲げるものを

のいずれかに相当するもの	除く。), 第2条第2項に規定する附属機関又は附則第3項の規定による改正後の京都市市民参加推進条例第11条に規定する京都市市民参加推進フォーラム
--------------	--

(委員の任期の特例)

6 この条例の施行の際現に従前の旧附属機関等の委員である者は、それぞれ施行日に新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関等の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

【中略】

別表（第2条関係）【関係箇所のみ】

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市高齢者施策推進協議会	高齢者福祉施策の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	35人以内	2年

【以下略】

○京都市高齢者施策推進協議会規則

平成25年11月15日

規則第93号

京都市高齢者施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市高齢者施策推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の招集及び議事)

第3条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。

- 2 部会ごとに部会長を置く。
- 3 部会長は、委員及び特別委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任し

ないときの部会は、会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会は、当該部会の委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

（協力依頼）

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

（施行期日）

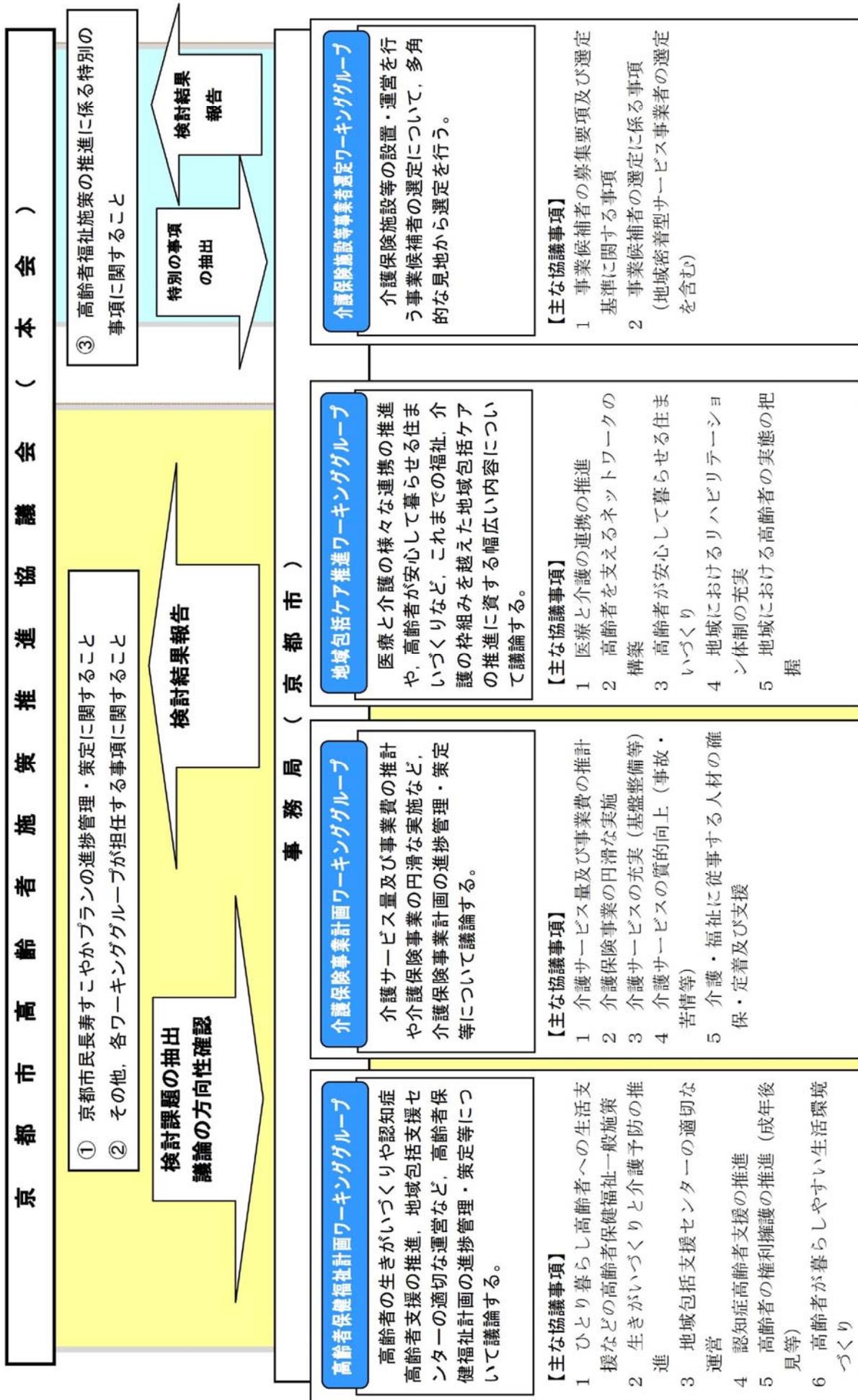
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条第2項及び第4項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

【平成27年2月末現在】

各都会（ワーキンググループ）における主な協議事項等



京都市高齢者施策推進協議会委員名簿

(五十音順・敬称略, 氏名の後の◎は会長, ●は会長職務代理者)

氏名	所属団体・役職など	ワーキンググループ			
		高齢	介護	地域包括	事業者選定
麻田 博之	(一社)京都府理学療法士会理事			○	
荒牧 敦子	(公社)認知症の人と家族の会京都府支部代表	○			
伊藤 哲雄	(一社)京都府介護老人保健施設協会理事		○		
岩下 安男	市民公募委員		○		
内山 昭	成美大学学長		○		
太田 八十一	京都市民生児童委員連盟副会長	○			
大八木 文枝	市民公募委員		○		
兼田 伸博	市民公募委員	○			
川島 靖雄	日本労働組合総連合会京都府連合会京都市地域協議会副議長		○		
北川 靖●	(一社)京都府医師会副会長			○	
吉良 厚子	(公社)京都府介護支援専門員会事務局長			○	
源野 勝敏	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会会長	○			
里村 一成	京都大学大学院医学研究科准教授	○			
清水 紘	京都府慢性期医療協会会長		○		
菅原 啓眞	(一社)京都市老人クラブ連合会副会長	○			
関 弘美	(公社)京都府柔道整復師会相談役	○			
近田 厚子	(一社)京都府薬剤師会副会長			○	
寺田 玲	(福)京都市社会福祉協議会地域福祉推進室次長	○			
中川 恵美子	京都市地域女性連合会副会長		○		
中川 すま子	(公社)京都府看護協会専務理事			○	
中野 圭子	市民公募委員	○			
西川 淑子	龍谷大学社会学部教授			○	
西田 敏光	京都商工会議所総務部長		○		
羽賀 進	(一社)京都市老人福祉施設協議会会長		○		
浜岡 政好◎	佛教大学名誉教授		○		○
濱田 孝一	市民公募委員			○	
檜谷 美恵子	京都府立大学生命環境科学研究科教授			○	
平田 武義	京都弁護士会弁護士	○			○
藤井 秀子	市民公募委員			○	
宮本 保幸	(一社)京都府歯科医師会理事			○	
山岡 景一郎	(学)平安女学院理事長・学院長・学長		○		
山田 尋志	(一社)京都地域密着型サービス事業所協議会会長			○	
吉田 容子	(一社)京都府訪問看護ステーション協議会会長		○		
渡邊 能行●	京都府立医科大学教授	○			
上原 春男	(一社)京都府医師会監事				○
土江田 雅史	公認会計士				○

※ (網掛け)は特別委員

【平成27年2月末現在】

京都市高齢者施策推進協議会及び 各ワーキンググループの開催日・議題

1 京都市高齢者施策推進協議会（平成25年11月14日以前は「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」）

【平成24年度】

	開催日	議 題
第1回	平成24年9月13日	① 会長の互選、会長職務代理者の指名について ② 推進協議会の運営方法について ③ 「京都府介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金」の期間延長及びこれを活用した施設整備促進について ④ 平成24年度第1回地域密着型サービス事業者（候補）の選定結果について ⑤ 居住支援協議会の設立について ⑥ 地域包括支援センターの運営状況について ⑦ 市民公募委員の応募状況等について ⑧ 「高齢者福祉施設等の基準に関する条例骨子案」に対する市民意見の募集について ⑨ 国の動向等について
第2回	平成25年3月22日	① 平成27年度における介護保険施設の募集定員数（暫定）の設定について ② 平成25年度 地域包括支援センターの運営方針等について ③ 平成25年度 京都市高齢者福祉関連予算（案）の概要等について ④ 平成24年度第1回【追加募集】地域密着型サービス事業者の選定結果について ⑤ 洛西ふれあいの里保養研修センターの今後のあり方に関する基本方針（案）に対する市民意見募集について

【平成25年度】

	開催日	議 題
第1回	平成25年9月9日	① 「第5期京都市民長寿すこやかプラン」の進捗状況について ② 地域包括支援センターの運営状況等について ③ 高齢者の生活と健康に関する調査等の実施について ④ 平成24年度第2回地域密着型サービス事業者の選定結果について ⑤ 洛西ふれあいの里保養研修センターについて

	開催日	議 題
第2回	平成25年11月18日	① 京都市高齢者施策推進協議会の運営方法について ② 高齢者の生活と健康に関する調査等の実施について ③ 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正について
第3回	平成26年1月20日	① 平成28年度における特別養護老人ホームの整備について ② 介護保険制度改正に係る国の動向について
第4回	平成26年3月25日	① 介護保険施設等の基盤整備の推進について ② 平成26年度 地域包括支援センターの運営方針等について ③ 平成26年度 京都市高齢者福祉関連予算の概要等について ④ 高齢者の生活と健康に関する調査等の速報値について ⑤ 平成25年度第1回地域密着型サービス事業者の選定結果について

【平成26年度】

	開催日	議 題
第1回	平成26年6月2日	① 介護保険施設等の公募における選定結果公表内容の変更について ② 第5期京都市民長寿すこやかプランの進捗状況（速報）について ③ 高齢者の生活と健康に関する調査等の調査結果について ④ 第6期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けたスケジュール等について ⑤ 地域ケア会議の新体系（案）について ⑥ 平成25年度第2回地域密着型サービス事業者の選定結果について
第2回	平成26年9月8日	① 第6期プランにおける基本理念・重点取組の設定と主な施策・事業について ② 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について ③ 第6期介護保険事業計画における介護サービス量について ④ 第5期プランの介護保険施設等の基盤整備推進について ⑤ 地域包括支援センターの運営状況等について ⑥ 平成25年度第2回【追加募集】地域密着型サービス事業者候補者の選定結果について ⑦ 特定施設及び（地域密着型）特別養護老人ホームの事業者候補者の選定結果について

	開催日	議題
第3回	平成26年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> ① 第6期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けての中間報告（案）について ② 高齢サポート（地域包括支援センター）事業を委託する法人の変更について ③ 「社会福祉施設等の事業及び施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例」の改正に関する意見募集について ④ 特定施設及び（地域密着型）特別養護老人ホームの事業候補者の選定結果について
第4回	平成27年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ① 第6期京都市民長寿すこやかプラン（案）について ② 高齢サポート（地域包括支援センター）事業を委託する法人の選定について ③ 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定に係る公募＜平成27年度開所分（第1回）＞の選定結果について
第5回 （※）	平成27年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ① 第6期京都市民長寿すこやかプランの策定について ② 平成27年度 京都市高齢者福祉関連予算の概要等について ③ 平成27年度 地域包括支援センターの運営方針等について ④ 特別ワーキンググループ（部会）の設置について（案）

※ 開催日，議題は予定

2 ワーキンググループ

【高齢者保健福祉計画ワーキンググループ】

	開催日	議題
第1回	平成25年3月15日	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成25年度地域包括支援センターの運営方針等について ② 高齢者福祉施策の進ちょく状況等について ③ ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業について ④ 国の動向等について
第2回	平成25年10月9日	<ul style="list-style-type: none"> ① 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について ② 「京都市高齢者施策推進協議会」の設置について ③ 「～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業」について ④ 高齢者の生活と健康に関する調査等の実施について ⑤ 介護保険制度における国の動向について

	開催日	議 題
第3回	平成26年8月26日	① 第6期プランにおける基本理念・重点取組の設定と主な施策・事業について（たたき台） ② 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について ③ ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業の実施状況について
第4回	平成26年11月10日	① 第6期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けての中間報告（案）について ② 高齢サポート（地域包括支援センター）事業を委託する法人の変更について ③ 介護保険事業計画に係る検討状況について
第5回	平成27年2月2日	① 第6期京都市民長寿すこやかプラン（案）について ② 高齢サポート（地域包括支援センター）事業を委託する法人の選定について

【介護保険事業計画ワーキンググループ】

	開催日	議 題
第1回	平成25年2月5日	① 介護療養型医療施設の転換に伴う取扱いについて ② 地域密着型サービスの公募及び指定状況について ③ 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」について ④ 国の動向等について
第2回	平成25年3月19日	① 平成27年度分における介護保険施設の募集定員数（暫定）の設定について ② 京都市介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）における「介護保険施設の整備等目標数」の変更について ③ 介護サービスの質的向上に係る現状と課題について
第3回	平成25年5月23日	① 地域密着型サービス事前協議における事業候補者の選定（案）について ② 介護保険制度に関する国の動向について
第4回	平成25年9月5日	① 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定に係る事前協議における事業候補者の選定（案）について ② 介護保険制度に係る国の動向について
第5回	平成25年10月8日	① 高齢者の生活と健康に関する調査の実施について ② 「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」の一部改正について ③ 「京都市高齢者施策推進協議会」の設置について ④ 介護保険制度における国の動向について

	開催日	議題
第6回	平成25年11月6日	① 高齢者の生活と健康に関する調査の実施について ② 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について ③ 介護保険制度における国の動向について
第7回	平成26年3月17日	① 地域密着型サービスの公募及び指定状況について ② 介護保険施設等の基盤整備の推進について ③ 介護サービス事業者に関するアンケート調査結果【速報値】について
第8回	平成26年4月21日	○ 介護サービス事業者に関するアンケート調査結果について
第9回	平成26年6月19日	① 地域密着型サービス事前協議における事業候補者の選定（案）について ② 第6期介護保険事業計画策定に向けた施設・居住系サービス事業者への追加調査について ③ 国の動向等について
第10回	平成26年8月29日	① 第6期プランにおける基本理念・重点取組の設定と主な施策・事業について（叩き台） ② 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について ③ 第6期介護保険事業計画における介護サービス量について ④ 第5期プランの介護保険施設等の基盤整備推進について
第11回	平成26年9月17日	① 地域密着型サービス事前協議における事業候補者の選定（案）について ② 第6期の公募の考え方について
第12回	平成26年10月17日	○ 第6期介護保険事業計画における介護サービス量について
第13回 （※）	平成26年11月13日	① 第6期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けての中間報告（案）について ② 介護サービスの質的向上に係る取組等について
第14回	平成27年2月9日	○ 第6期京都市民長寿すこやかプラン（案）について

※ 出席委員数が、委員の過半数を超えなかったため不成立

【地域包括ケア推進ワーキンググループ】

	開催日	議題
第1回	平成25年3月15日	① 高齢者の生活と健康に関する調査等の実施について ② 京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）の取組について ③ ～地域で気づき・つなぎ・支える～認知症総合支援事業について ④ 国の動向等について
第2回	平成25年10月7日	① 高齢者の生活と健康に関する調査等の実施について ② 「京都市高齢者施策推進協議会」の設置について ③ 介護保険制度における国の動向について
第3回	平成25年10月31日	○ 高齢者の生活と健康に関する調査等の実施について
第4回	平成26年5月14日	○ 高齢者の生活と健康に関する調査等の調査結果について
第5回	平成26年8月27日	① 第6期プランにおける基本理念・重点取組の設定と主な施策・事業について（たたき台） ② 新しい介護予防・日常生活支援総合事業について ③ 京都市高齢者すまい・生活支援モデル事業について
第6回	平成26年11月10日	① 第6期京都市民長寿すこやかプラン策定に向けての中間報告（案）について ② 介護保険事業計画に係る検討状況について
第7回	平成27年2月9日	○ 第6期京都市民長寿すこやかプラン（案）について

【介護保険施設等事業者選定ワーキンググループ】

	開催日	議題
第1回	平成26年3月18日	① 介護保険施設等事業者選定ワーキンググループについて ② 特定施設入居者生活介護事業者（介護専用型，平成27年度開所分）の選定について ③ 特定施設入居者生活介護（混合型，平成27年度開所分）の選定について ④ その他
第2回	平成26年7月25日	① 介護専用型特定施設を整備・運営する事業者候補の選定（平成26及び27年度開所分）について ② 広域型特別養護老人ホームを整備・運営する事業者候補の選定（平成26年度開所分＜既存施設の増床分＞）について ③ 地域密着型特別養護老人ホームを整備・運営する事業者候補者の選定（平成27年度開所分）について

	開催日	議題
第3回	平成26年10月27日	① 介護専用型特定施設を整備・運営する事業者候補の選定（平成26年度開所分）について ② 広域型特別養護老人ホームを整備・運営する事業者候補の選定（平成26年度開所分＜既存施設の増床分＞）について／地域密着型特別養護老人ホームを整備・運営する事業者候補の選定（平成27年度開所分）について ③ 第6期プランにおける公募の見直しについて
第4回	平成27年1月20日	○ 地域密着型（介護予防）サービス事業者の指定に係る公募について＜平成27年度開所分（第1回）＞

＜参考＞平成24年8月1日の委員改選前に開催したワーキンググループ

【介護保険事業計画ワーキンググループ】

	開催日	議題
第13回	平成24年7月30日	① 地域密着型サービス事業者の指定等について ② 国の動向等について

【融合ワーキンググループ】

	開催日	議題
第3回	平成24年5月31日	① 地方分権一括法等に係る高齢者福祉施設等の基準条例の制定について ② 報告事項について
第4回	平成24年7月30日	○ 京都市における高齢者福祉施設等の基準を定めるための条例骨子案について

用語解説

用 語		説 明
ア	新しい介護予防・日常生活支援総合事業 〔地域支援事業〕	平成27年度の改正介護保険法により創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」の通称であり、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が実施する地域支援事業に移行し、要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、介護予防訪問介護等と住民等による多様なサービスを総合的に提供できる仕組みのこと
	あんしんネット119 ☆	本市における緊急通報システムの愛称 【緊急通報システム】（188ページ）を参照
イ	一次予防事業 〔地域支援事業〕	地域支援事業の中で実施する介護予防事業の一つで、一般高齢者を対象に介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成、支援を行う事業
	インフォーマルサービス	公的制度によるサービスでは満たされないニーズに対応する、近隣住民やボランティア、民間組織等によって提供される、制度外のサービス
カ	介護給付費準備基金	市町村が設けることができる基金で、3年間の介護保険事業計画期間中、給付費が見込みを下回る場合は剰余金を積み立て、見込みを上回る場合は必要額を取り崩し、また、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり取り崩すことができるもの
	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する、介護保険法で定められた介護支援専門員証の交付を受けた者（要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、各種サービス事業を行う者等との連絡調整等を行い、介護サービス計画（ケアプラン）等の立案を担う。）
	介護相談員派遣事業 〔地域支援事業〕	市町村に登録された介護相談員が、介護サービスを提供している施設等を訪問し、利用者や家族から介護サービスに関する疑問などを聴き、サービスを提供している施設等との橋渡しや、利用者等が自らの思いを伝えられるように支援する事業
	介護福祉士	介護福祉士国家試験に合格し、所定の事項について登録を受けることにより、社会福祉士及び介護福祉士法に定められた介護福祉士の資格を取得した者（介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者について心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
カ	介護保険料基準額	各保険者等の介護保険料の水準を比較する物差しとなるもので、被保険者本人が市民税非課税かつ、本人の家族に市民税課税者がいる場合(第6期京都市の介護保険料所得段階では第5段階)の保険料(算出方法は138ページ参照)
	介護予防	要介護状態等の発生をできる限り防ぐ(遅らせる)こと、及び現在すでに要介護状態等の場合は、状態がそれ以上悪化しないようにする(改善を図る)こと
	介護予防ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、要介護状態になることをできる限り予防することを目的とした、要支援(要支援1, 要支援2)の者及び二次予防事業対象者を対象にしたケアマネジメント業務
	介護療養型医療施設 〔介護保険サービス〕	長期療養の必要性がある要介護者に対し、療養病床などの介護体制が整った医療施設で、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療などを提供する施設
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設
	介護老人保健施設 〔介護保険サービス〕	入所する要介護者に対し、医学的管理の下における介護、看護、及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、居宅における生活への復帰を目指す施設
	家族介護用品給付事業 ☆ 〔地域支援事業〕	要介護4及び要介護5と認定された、市民税非課税世帯に属する在宅の65歳以上の者を介護している家族などを対象に、介護保険の給付対象外であるおむつやその他の介護用品と交換できる給付券を交付する事業
	看護小規模多機能型居宅介護(平成27年度に複合型サービスから改称) 〔介護保険サービス〕	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて療養上の管理の下で利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
キ	基本チェックリスト	65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者を対象にした、介護予防の必要性をチェックするための質問票(介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、栄養、口腔、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について、「はい」「いいえ」等で記入する。)
	キャリアパス	仕事の経験歴を通じ、昇進・昇格へ進む進路

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
キ	京都市居住支援協議会 (京都市すこやか住宅ネット)	不動産関係団体及び福祉関係団体の参画を得て、官民協働で、住宅と福祉の両面から、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めるための住宅セーフティネット法に基づく協議会
	京都市口腔保健支援センター	庁内の関係部署や関係機関等と調整、連携し、口腔保健に関する知識等の普及啓発、歯科疾患の予防のための技術指導等、総合的な口腔保健施策の推進を図るための「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく機関
	京都市成年後見支援センター ☆	成年後見制度に関する普及啓発や、相談からその利用までの一貫した支援を行うため、京都市長寿すこやかセンター内に設置した機関
	京都市地域リハビリテーション推進センター (京都市身体障害者リハビリテーションセンターから改称) ☆	地域リハビリテーションのより一層の推進や高次脳機能障害者支援等、京都市社会福祉審議会の答申等を踏まえて策定した「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」に掲げた機能を果たせるよう、従来の京都市身体障害者リハビリテーションセンターの事業を再編し、強化を図るとともに、名称を改めたもの
	京都市長寿すこやかセンター ☆	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健やかな生活を送れるよう、高齢者やその家族をはじめ、関係機関・団体、施設等の専門職に対する相談・援助や講座・研修・啓発、情報提供などを総合的に展開する、本市が設置する機関
	京都地域包括ケア推進機構	高齢者が介護や療養が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる「京都市域包括ケアシステム」を実現するため、行政・医療・介護・福祉・大学等のあらゆる関係団体が結集してオール京都体制で設立した機構
	居住系サービス 〔介護保険サービス〕	要支援・要介護認定を受けた者が利用できる、認知症高齢者グループホームなど、入居者が在宅に近い環境で受けることができる介護サービス
	居宅介護支援・介護予防支援 (ケアマネジメント) 〔介護保険サービス〕	居宅の要支援・要介護者が、介護保険の予防給付・介護給付対象サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用等できるよう、要支援・要介護者からの依頼を受けて、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、利用するサービスの種類や内容等を定めた計画(ケアプラン)を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うこと
	居宅系サービス 〔介護保険サービス〕	要支援・要介護認定を受けた者が利用できる、訪問介護(ホームヘルプサービス)や通所介護(デイサービス)など、在宅で受ける介護サービス

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
キ	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導〔介護保険サービス〕	医師・歯科医師・看護師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが利用者の居宅を訪問し、疾病の予防から治療まで、医学的な面での指導や助言を行うサービス
	緊急ショートステイ	【短期入所生活介護緊急利用者援護事業】（192ページ）を参照
	緊急通報システム（愛称：あんしんネット119）☆	急病や事故などの緊急の場合に自分で対処することが難しい高齢者又は障害のある方を対象にした、緊急ボタン一つで消防局指令センターへ災害の発生を通報でき、また、相談ボタンを押すと専門の相談員が常駐する相談センターに通報され、保健・健康に関する相談ができるシステム（利用できるのは、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯又は身体に障害のある者のみで構成される世帯等に属する重度の身体障害者である。）
	緊急入所システム	虐待により生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者を「やむを得ない事由」により緊急保護する際、市内の特別養護老人ホーム等に受入当番施設を設けることにより、虐待に迅速に対応するための仕組み
ク	くらしのみほりたい ☆	高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」、「気配り」、「声掛け」による見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティア
ケ	ケアプラン	要支援・要介護者等が、本人や家族の希望に沿った介護サービスを適切に利用できるよう、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用する介護サービスの種類や内容を定めた「介護サービスの利用計画」
	ケアマネジメント	要支援・要介護者等が、介護保険の予防給付・介護給付対象サービス及びそれ以外の必要な医療・保健・福祉サービスを適切に利用等できるよう、要支援・要介護者等からの依頼を受けて、心身の状況や生活環境、本人や家族の希望等を考慮し、利用するサービスの種類や内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うこと
	ケアマネジャー	【介護支援専門員】（185ページ）を参照
	軽費老人ホーム	低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設（本市には、A型（高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を対象）とケアハウス（身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者が対象）がある。なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設においては、当該施設が提供する各種の介護サービスを受けることも可能である。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
ケ	敬老乗車証 ☆	様々な社会活動への参加や介護予防を促進することを目的として、本市が満70歳以上の者を対象として交付する市バス・地下鉄等で使用できる乗車証
	健康寿命	平成12年に世界保健機関（WHO）が公表した概念で、日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間
	健康すこやか学級 ☆ 〔地域支援事業〕	要介護認定で非該当（自立）と認定された高齢者等を対象に、学校の余裕教室等を利用して、介護予防活動、レクリエーション、健康状態の確認等のサービスを提供することにより、要支援又は要介護状態への進行を予防するとともに社会参加の促進を図る、各学区社会福祉協議会と高齢サポート及び地域介護予防推進センター等との連携による事業
	権利擁護	判断能力が不十分な人々の自立生活を支援するために、可能な限り本人の意思を尊重しながら、虐待など権利侵害を防止し、必要に応じて本人の財産を管理するなど、利用者の権利の行使を総合的に擁護すること
コ	高額介護サービス費 〔介護保険サービス〕	介護サービス利用者が、介護保険制度の下で支払った自己負担額（月額）を世帯で合計した額が、一定の上限額を超えた場合、申請により、超えた額が払い戻される制度
	後期高齢者健康診査	75歳以上の方、または65歳から74歳までの方で後期高齢者医療制度に加入している方を対象に行われる健康診査
	口腔サポートセンター	「訪問歯科診療」等を推進するため、在宅、病院、施設で病気等により歯科医院へ通院困難な方に訪問歯科医の情報を提供する、京都府歯科医師会が設置した地域の窓口
	高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合
	高齢サポート	本市における地域包括支援センターの愛称 【地域包括支援センター】（193ページ）を参照
	高齢者虐待シェルター 確保事業 ☆	介護保険の要介護認定における要介護状態にない高齢者が、養護者等からの虐待により生命・身体に危険がある場合等に、市内の老人福祉施設のゲストルーム等を活用し、一時的に虐待から逃れるための避難場所を確保する事業
サ	サービス付き高齢者向け住宅	平成23年10月施行の改正高齢者住まい法により創設された、高齢の単身及び夫婦世帯が安心して生活できる、高齢者にふさわしい良好な居住環境と専門家による見守りサービス等を備えた賃貸住宅や有料老人ホームであり、都道府県知事、政令市又は中核市の長に登録したもの

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
サ	財政安定化基金	介護保険事業計画の見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合、一般財源から財政補填をする必要のないよう、市町村に対して資金の交付や貸付を行う、都道府県に設置された基金（財源は、国、都道府県、市町村（介護保険料）から1/3ずつ拠出し、一定の事由により市町村の介護保険財政に不足が生じた場合には、資金の交付又は貸付を行う。）
	在宅療養あんしん病院	高齢者の体調不良時に、かかりつけ医を通じて、スムーズに診療が受けられ、必要に応じて入院できる病院（利用希望者は、事前に、京都地域包括ケア推進機構の「在宅療養あんしん病院登録システム」に登録することが必要である。）
シ	施設サービス 〔介護保険サービス〕	要介護と認定された者が利用できる、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所により受ける介護サービス
	市民すこやかフェア ☆	高齢者をはじめとする全ての市民が、世代を超えスポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」について考える契機とするための福祉総合イベント
	社会福祉協議会	社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的団体と規定され、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等から構成されている民間組織（本市では、市全域を活動範囲とする京都市社会福祉協議会、各区を活動範囲とする区社会福祉協議会及び各学区を活動範囲とする学区社会福祉協議会がある。）
	社会福祉士	社会福祉士国家試験に合格し、所定の事項について登録を受けることにより、社会福祉士及び介護福祉士法に定められた社会福祉士の資格を取得した者（社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う。）
	若年性認知症	65歳未満で発症する認知症の総称
	住宅改修・介護予防住宅改修 〔介護保険サービス〕	在宅での生活に支障がないように、手すりの取付けや段差の解消など、身体状況に配慮した住宅の改修にかかる費用について、その9割（平成27年8月以降は8割又は9割）分を支給するサービス

※ ☆印は本市独自施策によるもの

	用語	説明
シ	主任介護支援専門員	介護支援専門員の業務について十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した、原則として介護支援専門員の実務経験が5年以上あり、所定の専門研修課程を修了した者
	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 〔介護保険サービス〕	利用者の心身の状況、置かれている環境、希望を踏まえ、居宅への「訪問」、サービスの拠点への「通所」、短期間の「宿泊」を柔軟に組み合わせて利用者に提供し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	ショートステイ	【短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護】（192ページ）、【短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護】（192ページ）、【短期入所生活介護緊急利用者援護事業】（192ページ）及び【すこやかショートステイ】（191ページ）を参照
	シルバー人材センター	一定地域に居住する、60歳以上の健康で働く意欲のある者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会の確保・提供を目的として設立された、都道府県知事の指定する公益社団法人
	真のワーク・ライフ・バランス ☆	自分を取り巻く様々な「つながり」を大切にし、仕事と家庭生活などの私生活だけでなく、町内会のボランティア活動などの「地域活動や社会貢献」も含めて、生きがいのある充実した暮らしを送ること
ス	すこやかクラブ京都	本市における京都市老人クラブ連合会の愛称【老人クラブ】（199ページ）を参照
	すこやかショートステイ ☆ 〔地域支援事業〕	要介護認定で非該当（自立）と認定されたが、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な65歳以上の者を一時的に養護老人ホーム等に入所させることにより、生活習慣などの改善や体調の調整を図り、要支援又は要介護状態への進行を予防する事業
	すこやか賃貸住宅 ☆	「京都市すこやか住宅ネット」に登録された、高齢であることを理由に入居を拒まない京都市内の民間賃貸住宅
	すこやかホームヘルプ ☆ 〔地域支援事業〕	要介護認定で非該当（自立）と認定されたが、在宅で日常生活を続けるために支援が必要な65歳以上の者に対して訪問介護員を対象者の自宅に派遣し、炊事、掃除、洗濯、買物などの家事サービスを提供することを通じて、日常生活に対する指導・支援を行い、要支援又は要介護状態への進行を予防する事業
セ	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援サービス等の体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、その提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
セ	生活支援サービス	地域住民やNPO、ボランティア等の多様な主体により提供される、配食サービスや見守り等、高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するためのサービス
	成年後見制度	判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害や精神障害のある人など）の不動産や預貯金の管理、介護サービスや施設入所契約の締結などを支援する制度（同制度は、法定後見と任意後見の2つの制度に分けられる。また、法定後見制度には、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型がある。）
	全国健康福祉祭（ねんりんピック）	スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するための祭典
タ	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（対象者の心身の状況に応じて、介護保険サービスや地域支援事業が利用できる。）
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（特定疾病が原因で支援や介護が必要な場合は、要介護認定を申請でき、要支援又は要介護に認定された場合は、介護保険サービスが利用できる。）
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 〔介護保険サービス〕	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や老人短期入所施設などに短期入所する利用者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	短期入所生活介護緊急利用者援護事業 ☆ （緊急ショートステイ） 〔地域支援事業〕	短期入所生活介護の利用が緊急に必要となったときに利用できる制度（短期入所生活介護を専門的に取り扱う市内5箇所の短期入所施設のベッドの一部を確保し、介護者や家族の疾病、看護・葬祭などにより緊急に短期入所生活介護の利用が必要な高齢者に対応できるよう体制を整備し、最長で2箇月まで利用できる。）
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ） 〔介護保険サービス〕	介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所する利用者に、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービス
チ	地域あんしん支援員	既存の制度の枠組みでは対応することが困難な福祉的課題を抱える方に寄り添い、地域住民や関係機関との協働により、解決に向けて支援に取り組む福祉の専門職
	地域介護予防推進センター	高齢者の介護予防の普及推進を図るために本市が委託運営している市内12箇所の拠点（同センターでは、一次予防事業と二次予防事業を実施している。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
チ	地域ケア会議	地域における様々な課題を的確に把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築すること等を目的として、高齢サポート、区・支所等が主催する会議（医療、介護や福祉の関係者、民生委員・児童委員や老人福祉員など、地域で高齢者を支える様々な関係者が参加する。）
	地域支援事業	平成18年4月施行の改正介護保険法により創設された、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、できる限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するための事業
	地域福祉組織	各学区民生児童委員協議会、各学区社会福祉協議会、老人福祉員等、地域において見守り活動等の高齢者等の福祉の増進に資する活動を行っている団体など
	地域包括ケア	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援
	地域包括ケアシステム	高齢者一人ひとりが、できる限り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域単位で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み
	地域包括支援センター （愛称：高齢サポート）	高齢者に対する様々な支援を行うために本市が委託運営している、市内61箇所の公的な相談窓口（同センターでは、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職員が連携して、総合相談支援や介護予防ケアマネジメント、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を一体的に実施している。）
	地域密着型介護老人福祉施設 〔介護保険サービス〕	可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う、定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	地域密着型サービス 〔介護保険サービス〕	今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、平成18年4月施行の改正介護保険法により創設されたサービス
	地域密着型通所介護 〔介護保険サービス〕	定員18人以下の老人デイサービスセンターで、通所する利用者に、入浴及び食事の提供（これらに対する介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス（平成28年4月1日施行）
	地域密着型特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた、要介護者専用で定員29人以下の有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービス

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
チ	地域リハビリテーション支援センター	家に閉じこもりがちで心身機能の低下した高齢者や、病院から退院した脳卒中患者等が住み慣れた地域や家庭において寝たきりになることなく生活が送れるよう、医療・保健・福祉分野の関係機関等の連携により、それぞれの状態に応じた継続かつ適切なリハビリテーションが受けられる総合的な体制整備を推進するため、二次医療圏ごとに指定された機関
	知恵シルバーセンター事業 ☆	高齢者がこれまでに培った知恵や経験・技能等を生かし、いきいきと活動できる場を紹介することにより、高齢者の生きがいと健康づくりの推進及び社会活動の振興を図ることを目的に本市が実施する事業
	調整交付金	保険給付において国が負担する25%のうち、定率で交付される20%を除いた残りの5%分の交付金（交付率は、要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、市町村ごとに異なる。）
ツ	通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） 〔介護保険サービス〕	老人デイサービスセンター等に通所する利用者に、入浴及び食事の提供（これらに対する介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア） 〔介護保険サービス〕	主治医の指示に基づいて、病院、診療所、介護老人保健施設に通所し、支援相談員、介護職に加えて、理学療法や作業療法等のリハビリテーション専門職、看護師、医師等が協力してリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るサービス
テ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 〔介護保険サービス〕	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、定期的な巡回又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士などが入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行うとともに、看護師などが主治医の指示に基づき療養上の世話又は診療の補助を行うサービス
	デイケア	【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】（194ページ）を参照
	デイサービス	【通所介護・介護予防通所介護】（194ページ）を参照
ト	特殊詐欺	面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに、不正に調達した架空・他人名義の預金口座への振り込みその他の方法により、被害者に財物を交付させるなどの詐欺
	特定健診（特定健康診査）	医療保険者が、40歳から74歳までの被保険者を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に実施する健康診査

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
ト	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 〔介護保険サービス〕	特定施設として指定を受けた有料老人ホームや養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居している利用者に、入浴・排せつ・食事などの介護その他日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話などを行うサービス
	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 〔介護保険サービス〕	自立の促進と介護負担の軽減のため、心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある利用者に、自宅で過ごしやすくするための福祉用具で、排せつ用具や入浴用具など、貸与になじまないもの（５種目）を特定福祉用具として指定し、その購入費の９割（平成２７年８月以降は８割または９割）分を支給するサービス
	特別養護老人ホーム	【介護老人福祉施設】（１８６ページ）を参照
ニ	二次予防事業 〔地域支援事業〕	地域支援事業の中で実施する介護予防事業の一つで、第１号被保険者で要介護認定を受けていない者のうち、基本チェックリストにおいて生活機能の低下が認められた人を対象に、通所又は訪問により、主に運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能の向上に関する介護予防プログラムを提供する事業
	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区分した圏域。本市では、複数の元学区を束ねた地域として７６地域（概ね中学校区数）を設定
	認知症あんしんサポーター	地域や職域、学校などで、認知症に関する正しい知識と具体的な対応方法等を「認知症あんしんサポーター養成講座」で学んだ、認知症の人やその家族の地域での暮らしを応援する者
	認知症あんしんサポートリーダー	「認知症あんしんサポーター」を養成する「認知症あんしんサポーター養成講座」の講師役として、認知症に関する知識や介護経験がある介護専門職等で、「認知症あんしんサポートリーダー養成研修」を修了した者
	認知症？『気づいて相談！』チェックシート	認知症の症状の程度を簡易に自己診断できる「認知症セルフチェック項目」と、市内の「認知症等の相談窓口」を掲載したチェックシート
	認知症高齢者グループホーム	【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】（１９６ページ）を参照
	認知症高齢者の日常生活自立度	高齢者の認知症の程度と、それによる日常生活の自立度を客観的に把握するために使用する指標（介護保険制度の要介護認定では、認定調査や主治医意見書の中で「障害老人の日常生活自立度」と併せてこの指標が用いられ、コンピュータによる一次判定の結果に反映される仕組みとなっている。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
ニ	認知症ケアパス	認知症の状態に応じて必要となる医療・介護等の支援を大まかな目安として示したもの
	認知症サポート医	認知症の診療に習熟し、かかりつけ医への助言や支援を行うほか、専門医療機関や高齢サポート等との連携の推進役になるとともに、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の企画・講師となる医師
	認知症初期集中支援チーム	家族の相談等により、在宅生活をしている認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援など初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う複数の専門職によるチーム
	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が共同生活を営む住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービス
	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 〔介護保険サービス〕	認知症高齢者が老人デイサービスセンターなどに通所し、入浴及び食事の提供（これらに対する介護を含む）、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者等に必要な日常生活上の世話、及び機能訓練を行うサービス
	認知症ライフサポートモデル	医療も介護も生活支援の一部であることを十分に認識し、医療と介護等が相互の役割・機能を理解しながら、統合的な支援を行おうとする認知症のケアモデル
	認定調査	要介護認定の申請を行った者に対して、認定調査員が面接により行う、心身の状況や置かれている環境などの調査
ハ	配食サービス ☆ 〔（65歳以上は）地域支援事業〕	60歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、介護保険の要介護認定で要支援又は要介護と認定された者（又はその者と同様の状態にある者）のうち、身体状況などにより自ら買い物、調理をすることが困難な者を対象に、栄養バランスのとれた昼食を届けるサービス
ヒ	一人暮らしお年寄り見守りサポーター ☆ 〔地域支援事業〕	暮らしや仕事の場で、普段からよく知っている高齢者への目配りを行い、サポートが必要であると思われた場合に高齢サポートへの連絡・相談を行う、本市に登録するボランティア
	避難行動要支援者	高齢者、障害のある方のうち、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々
フ	福祉職場オープンウィーク	「福祉人材確保対策事業」の一環として、福祉職場の人材確保への支援及び大学生や専門学校生等の求職者、また一般求職者に対する就職支援として、本市内の福祉職場を求職者に開放する取組

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
フ	福祉避難所	一般の避難所への避難後に、そのまま一般の避難所での生活を続けることが困難な方を対象とした避難所。対象となる方は、高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の方
	福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 〔介護保険サービス〕	自立の促進と介護負担の軽減のため、心身の機能が低下し、日常生活を送るのに支障がある利用者に、自宅で過ごしやすくするための介護用ベッドや車いすなどの福祉用具（12種目）を貸し出すサービス
ホ	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 〔地域支援事業〕	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携と協働等により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく事業
	訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） 〔介護保険サービス〕	訪問介護員（ホームヘルパー）が、利用者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理等の家事など生活全般にわたる生活援助等を行うサービス
	訪問介護員（ホームヘルパー）	訪問介護員養成研修を終了しているか、介護福祉士資格を有する、訪問介護を担う者
	訪問看護・介護予防訪問看護 〔介護保険サービス〕	主治医の指示に基づいて、訪問看護ステーションや病院・診療所から訪問看護師、理学療法士、作業療法士、言語療法士などの専門職が利用者の居宅を訪問し、主として生活支援と医療処置を行うサービス
	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 〔介護保険サービス〕	看護職員や介護職員が、浴槽を積んだ入浴車で利用者の居宅を訪問し、入浴の介助を行うサービス
	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 〔介護保険サービス〕	主治医の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士、言語療法士が利用者の居宅を訪問し、必要なリハビリテーションを行うサービス
	ホームヘルパー	【訪問介護員】（197ページ）を参照
	ホームヘルプサービス	【訪問介護・介護予防訪問介護】（197ページ）を参照
	保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて健康の保持や増進、疾病の予防、健康教育等の保健指導に従事する者
	補足給付	低所得者を対象に、施設サービス・短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）が、所得等に応じて設定された負担限度額を超えた場合に、その額について介護報酬で現物給付するもの

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
ミ	京（みやこ）・福祉の研修 情報ネット ☆	市内の様々な研修実施団体が開催する福祉研修の情報を取りまとめ、インターネットや電子メールを通じて広く市民に情報発信するとともに、申込手続を支援する仕組み
	民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱されている非常勤特別職の地方公務員（それぞれの担当地域において、老人福祉員等の関係機関・団体やボランティア等と協力しながら、福祉に関する相談・援助活動を行っている。）
メ	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満（腹囲が男性で85cm以上、女性で90cm以上の場合をいう。）に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態
モ	元学区	戦前の学区制度に由来した地域住民の自治単位であり、原則として、戦後の6・3制実施直前の小学校の通学区域の単位（市内222学区ある。）
ヤ	夜間対応型訪問介護 〔介護保険サービス〕	夜間において、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受けて利用者の居宅を訪問し、介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービス
ユ	有料老人ホーム	高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設を除く）
	ユニットケア	居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中で行う介護（高齢者施設において、利用者を10人前後のユニット（単位）に分け、それぞれの個室と共通のリビングで構成された環境の中で、専任のスタッフにより介護を行う。）
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、言語、能力など、人の様々な特性や違いを超えて、最初から誰もが利用しやすいように、まちづくりやものづくり、情報やサービスの提供を行っていきこうとする考え方
ヨ	要援護高齢者	日常生活を営むうえで何らかの介護や支援を必要とする高齢者
	要介護認定	介護保険サービスを利用するため、本人又は家族などの申請により、市町村が認定する介護の要否や区分（認定調査員による認定調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会において審査・判定を実施し、自立（非該当）、要支援1・2、要介護1～5のいずれかに認定する。）
	養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な高齢者を入所させる施設（措置施設であるため、入所の要否等は市町村が決定する。）

※ ☆印は本市独自施策によるもの

用語		説明
ロ	老人いこいの家 ☆	高齢者のいこいと静養の場として設置された施設（囲碁，将棋などの設備を有している。）
	老人クラブ	同じ地域に住む概ね60歳以上の者が集まり，趣味やサークル活動などを通じて自らその生活を健康で豊かなものにするとともに，地域福祉の担い手として自主的に活動を行っている組織
	老人福祉員 ☆ 〔地域支援事業〕	市長から委嘱された，主にひとり暮らしの高齢世帯を訪問し，安否確認や話し相手となることなどを通じて，地域の高齢者を見守る者
	老人福祉センター	60歳以上の者を対象として，健康の増進，教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに，生活，健康などの相談にも応じる施設
	老人保養センター ☆	60歳以上の者を対象として，高齢者の福祉の増進を図るために設置している保養の施設（保養，集会及びレクリエーションのための場所や機会の提供のほか，機能の減退を防止するための訓練の実施，生活・健康などに関する相談も実施している。）
	ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器（筋肉，骨，関節等）が衰えて「立つ」，「歩く」といった動作が困難になり，要介護や寝たきりの状態になってしまう，又はそのリスクが高い状態のこと

※ ☆印は本市独自施策によるもの